

入札制度等監視委員会抽出事案一覧表

《対象期間:令和元年度～令和2年度契約案件》

【抽出テーマ:プロポーザル方式等】

【案件番号1(整理番号2)】

【部局等名:教育庁】

| 頁 | 発注機関 | 工事名 | 参加業務規模価格 (税込み:千円) |
|---|----------|--------------|----------------------|
| 1 | 磐城農業高等学校 | 太陽光型植物工場建築工事 | 98,340 |

【案件番号2(整理番号5)】

【部局等名:保健福祉部】

| 頁 | 発注機関 | 工事名 | 参加業務規模価格 (税込み:千円) |
|----|---------|----------------------|----------------------|
| 13 | 医療人材対策室 | 助産師養成施設基本設計・実施設計委託業務 | 56,815 |

【案件番号3(整理番号8)】

【部局等名:土木部】

| 頁 | 発注機関 | 工事名 | 参加業務規模価格 (税込み:千円) |
|----|----------|---------------------|----------------------|
| 33 | 南会津建設事務所 | 道路改築事業CM業務委託(道整・補助) | 420,000 |

【案件番号4】

【部局等名:病院局】

| 頁 | 発注機関 | 業務名 | 参加業務規模価格 (税込み:千円) |
|----|------|-----------------|----------------------|
| 47 | 病院局 | 宮下病院建替え基本計画策定業務 | 14,527 |

【案件番号5】

【部局等名:危機管理部】

| 頁 | 発注機関 | 業務名 | 参加業務規模価格 (税込み:千円) |
|----|----------|-----------------------|----------------------|
| 57 | 原子力安全対策課 | 廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務 | 8,139 |

千円未満四捨五入

様式第6号

抽出事業説明書

【担当部局名:教育庁】

| | |
|------------------------------|---|
| 契約方式 | 随意契約 |
| 発注機関 | 福島県立磐城農業高等学校 |
| 工事／業務名 | 太陽光型植物工場建築工事 |
| 発注種別 | 建築工事 |
| 工事／業務概要 | 太陽光型植物工場(水耕温室)1棟を建築する ・植物工場(温室)S造 平屋建て 延べ面積200.00㎡ ・トマト栽培設備 |
| 随意契約の理由 (プロポーザル方式を採用した理由) | 福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を復興するため、国家プロジェクトとして推進されている。この構想のうち、農林水産業の分野について具体化していくためには、地域の先進的・効率的な農業の発展に寄与できる実践志向の農業人材の育成が重要である。そのため、磐城農業高等学校では太陽光型植物工場を整備し、先進的な農業技術を学ぶ教育環境の充実を図ることとした。 磐城農業高校の太陽光型植物工場は、農業高校の実習教育の目的に供する特殊な学校教育施設であり、施工可能な業者が限られる工事である。また、植物工場に導入されるトマト栽培システムは、ICTを活用した環境制御を行う最新設備のため、植物工場建屋と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に施工させた場合、植物工場の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 以上のことから、磐城農業高校太陽光型植物工場の整備にあたっては、設計を含めた施工業務を一括して発注することにより、品質の確保、コスト削減及び工期短縮等を図るため、公募型プロポーザルを実施する。 |
| 審査結果 | 1 プロポーザル提案課題 (1)実施方針に関すること 事業の目的や内容の理解、事業の実現性 (2)地域貢献 本施設の建設施工、完成後の維持管理における地元産業の活用 (3)生産経営 施設の構成や構造の適合性 (4)教育施設に関すること 大学との連携及び本校卒業生の進路モデル (5)技術提案に関すること 栽培技術指導、病害虫対策、経費削減策、保証内容、工程管理体制 2 技術提案書の提出状況 1者 3 審査結果 (1)第一次審査(書類審査) 資格要件を満たさない者 なし 二次審査の対象として1者を選出 (2)第二次審査(ヒアリング) 最優秀選定者 株式会社大仙 仙台支店を選出 |
| 参加業務規模金額(税込:円) | 98,340,000円 |
| 当初契約金額(税込:円) | 97,900,000円 |
| 備考 | |

磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を復興するため、国家プロジェクトとして推進している。この構想のうち、農林水産業の分野について具体化していくためには、地域の先進的・効率的な農業の発展に寄与できる実践志向の農業人材の育成が重要である。そのため、磐城農業高等学校では太陽光型植物工場を整備し、先進的な農業技術を学ぶ教育環境の充実を図ることとした。

本校の太陽光型植物工場の整備にあたっては、品質の確保、コスト削減及び工期短縮等を勘案し、公募型プロポーザルを実施する。

2 事業の概要

(1) 事業名

磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事

(2) 事業受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 事業予定期間

契約締結日から180日間

(4) 事業内容

別紙資料「磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事企画提案図書及び施設整備仕様書」のとおりに

3 契約上限額

98,340千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

この価格以下の金額で本事業を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール

(1) 質問書の提出期限

令和2年3月26日（木）16時40分まで

(2) 参加表明書の提出期限

令和2年4月2日（木）16時40分まで

(3) 企画提案図書等の提出期限

令和2年4月6日（月）16時40分まで

(4) プロポーザル審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和2年4月16日（木）予定

(5) 審査結果通知

令和2年4月下旬予定

5 参加要件等

プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 施工業務に係る次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 当該工事種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第15

条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。

- ② 平成21年4月1日から公告日までに、日本国内において、「ICTを活用した環境制御システムにより、トマトの栽培を行う太陽光利用型栽培施設及び付帯設備」の建築工事を施工した実績（施設面積が2,000㎡以上/棟のもの）を有すること。

また、ICTを活用した環境制御システムについては、次の制御システムの項目のうち、3項目以上の実績を有すること。

○制御システム：温度、湿度、炭酸ガス濃度、日射量、風向、風速、降雨、培地温度、養液濃度（EC,PH）、灌水流量、給水タンク水位、その他

- ③ 平成21年4月1日から公告日までに、日本国内において、園芸施設の建設工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人のいずれかの立場で従事した実績を有すること。本事業の遂行能力を有すると認められる者であること。（過去に類似する事業を実施した実績を有する者であること。）

- (2) 提案資料の受付期間において、福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。

- (3) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと。

- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、福島県立磐城農業高等学校のホームページから取得できる。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

7 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和2年3月19日(木)から令和2年3月26日(木)16時40分まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)により、電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事への質問」とし、電子メールを送信した後に電話にて送付した旨知らせること。なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県立磐城農業高等学校のホームページに随時公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限等

令和2年4月2日(木)16時40分までに、下記について指定部数を持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出様式

ア 参加表明書(様式2) (正本1部、副本4部)

イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(5部)

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧(様式3-1及び様式3-2) (正本1部)

(3) 作成上の留意点

参加表明書(様式2)に記載する主な受注業務実績は、「5参加資格等(1)」の事業を記載することとし、当該業務の契約書等の写し(参加資格を満たしていることが契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類(仕様書や報告書(該当部分の抜粋で可)の写し)も併せて添付すること。

9 企画提案図書等の提出期限等及び内容と構成

(1) 提出期限等

令和2年4月6日(月)16時40分までに、事務局まで持参又は郵送すること。なお、郵送による場合、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類(正本1部 副本4部)

ア 企画提案図書(様式4)

イ 施工実績調書(様式5)

ウ 企画提案書(任意様式)

① 実施方針に関すること

- ・事業の目的、内容、参加要件等の理解度について
- ・事業計画、工程及び実施体制が、具体的で実現性の高いものとなっているか。

② 地域貢献に関すること

・地元産業の活用について

③ 生産経営に関すること

・施設の構成、構造等に関すること

・生産機能に関すること

④ 教育施設に関すること

・大学との連携について

・本校農業教育による人材育成について

エ 技術提案書（任意様式）

① 栽培技術指導について

② 病害虫対策について

③ 経費削減策について

④ 保証内容について

⑤ 本事業に関する全体の工程管理体制について

オ 工程表（任意様式）

9(2)ウ①の内容をもとに、事業完了に至るまでのスケジュールを記載すること。また、施設の工種区分が分かるようにすること。

カ 参考図面（任意様式）

施設の平面図、立面図、施設配置図、設備配置図（栽培に必要な設備）、作業動線が分かる図面、その他参考となる図面を提出すること。

キ 概算見積書（様式6-1, -2）

① 見積金額

企画提案図書の内容を実施する場合の工事費等の概算見積金額と内訳金額を作成すること。

② 積算方法

見積書の作成にあたっては、工事区分、工種、種別等に対する施設工数量、施工数量に対応する単価及び金額を記入すること。

10 企画提案図書等の無効

次の各号の一つに該当する場合、参加表明書及び企画提案図書（以下「提案書等」という。）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

(1) 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

(3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。

(4) 提案書等の作成様式及び本要領に示された条件（評点項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。

(5) 虚偽の内容が記載されている場合。

(6) 提案書等の提出から契約までの間に、提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本

業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

(7) 審査委員又は関係者に提案書等に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。(本要領に示した質問を除く。)

(8) プロポーザルの審査当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された提案書等は返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプロポーザル審査会に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。

ただし、提案書等に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

(5) 提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

12 審査及び選定

(1) 選定方式

事業受託者の選定は、別途設置する「磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事公募型プロポーザル審査会(以下「プロポーザル審査会」という。)」が行うものとする。プロポーザル審査会は、提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、受注候補者(随意契約の予定者)を選定する。

なお、提案者が多数の場合は提案書等をもとに書面審査を行い、プロポーザル審査会の参加者を選定する。その場合、プロポーザル審査会の日時を変更する場合がある。

(2) プロポーザル審査会の日時等(予定)

ア 日時 令和2年4月16日(木)

イ 場所 福島県いわき市植田町小名田6-0 磐城農業高等学校地内

ウ 概要

① 1提案者あたりの時間は、30分程度(20分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑。)

② プロポーザル審査会に使用する資料は、提案書等と同じ内容とし、追加の資料の配付は認めない。

③ プロポーザル審査会の日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機器等は、参加表明書の提出のあった者に別途通知する。

④ 概算見積書が契約上限額の範囲内におさまっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合は失格とする。

⑤ 審査結果については、採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

エ 審査項目及び基準

「磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事」審査項目及び審査基準

| 審査項目 | | 審査基準 | 評点配分 | | |
|---|--|------------------------|------|-----|----|
| 実績 | ICTを活用した環境制御システムによる園芸施設の施工件数 ＜平成21年4月1日から公告日まで＞ | 3件以上 | 30点 | 30 | 30 |
| | | 2件 | 15点 | | |
| | | 1件 | 5点 | | |
| 企画提案 | 実施方針 | 事業の目的、参加要件、内容等の理解度について | 10点 | 10 | 20 |
| | | 事業の実現性について | 10点 | 10 | |
| | 地域貢献 | 地元産業の活用について | 10点 | 10 | 10 |
| | 生産経営 | 各施設等の構成・構造等に関すること | 15点 | 15 | 30 |
| | | 生産機能に関すること | 15点 | 15 | |
| 教育関連 | 教育施設に関すること | 30点 | 30 | 30 | |
| 技術提案 | 栽培技術指導について | 20点 | 20 | 80 | |
| | 病害虫対策について | 20点 | 20 | | |
| | 経費削減策について | 20点 | 20 | | |
| | 保証内容について | 10点 | 10 | | |
| | 工程管理体制について | 10点 | 10 | | |
| 見積価格 (最低価格/対象者の価格)×価格点100 小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。 | | 100点 | 100 | 100 | |
| 合計 | | | | 300 | |

(3) 優先交渉権者、及び次点の者の選定

- ア 最優秀企画提案は、各審査委員の採点結果を集計し、最高得点を獲得した提案（審査項目のうち、1つでも0点となった提案を除く）とする。
- イ 最高得点を獲得した提出者が複数となった場合は、提案見積額が低額な提出者を最も優れた提案者として決定する。
- ウ 最高得点を獲得した提出者を優先交渉権者、2位の提出者を次点の者とする。
- エ 提案見積額が同額の場合は、プロポーザル審査会の合議により選定する。

オ 提案者が1団体であった場合には、総得点が満点の7割を超えた場合にのみ、最も優れた提案者として決定するものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、全応募者に文書で通知する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問、異議等は一切受け付けない。

13 応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類及びプレゼンテーション時のヒアリング内容に虚偽が発覚したとき。
- ② 本要領に定める事項に違反したとき。
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- ④ その他、本事業の遂行に不相当と認められたとき。

14 契約に関する事項

(1) 優先交渉権者の取扱い

プロポーザル審査会により選定された最も適した提案者と契約交渉を行うが、上記10の無効条項等に該当する場合（提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は次点の者を受注候補者とする。

(2) 契約保証金

受注者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
なお、契約保証金の納付は、約款第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

おって、受注者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(3) 契約の確定

契約は、地方自治法第234条第5項の規定により甲及び乙が記名押印したときに確定する。

(4) 契約書は、「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとする。

(5) 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(6) 工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を順守すること。

15 その他

(1) 提案書等に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合がある。

(2) 提案書等の提案内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

16 事務局

不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県立磐城農業高等学校

電話番号 0246-63-3310

ファクシミリ 0246-62-3826

電子メール iwakinogyo.h@pref.fukushima.lg.jp

磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事企画提案図書及び施設整備仕様書

1 企画提案図書

以下の内容を踏まえて、企画提案図書の作成を行うこと。

(1) 実施方針に関すること

ア 事業の理解度

本事業の設計及び施工を行うにあたり、磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事公募型プロポーザル方式募集要領にある目的、参加要件、内容等に対する考え方を示すこと。

イ 事業の実現性

磐城農業高校太陽光型植物工場建築工事における施設整備仕様書「2 磐城農業高校太陽光型植物工場(3)施設概要」にある施設及び附属設備（以下「各施設等」という。）の実設計及び施工の工程や必要となる労力や資材の確保手段について、実現性の高い事業計画を提案すること。

(2) 地域貢献に関すること

ア 本事業における地元産業の活用

- ① 各施設等の施工に当たり、1(1)イの内容を踏まえて、労力や資材の確保及び調達における福島県いわき管内事業者の活用を提案すること。
- ② 事業完了後の各施設等における修繕等の需要に対し、福島県いわき管内の事業者が対応することができる仕組みを提案すること。

(3) 生産経営に関すること

ア 各施設等の構成・構造等に関すること

- ① 本校農場の気候や周辺環境に配慮した施設等（構成、構造、設備、規模、配置等）の提案をすること。
- ② 冷暖房設備に関するエネルギー源と動力費に関する経常的コストを試算し、提案すること。

イ 生産機能に関すること

- ① 以下の生産計画により、各施設等における生産行為に必要な設備を提案すること。

| 栽培面積 | 計画栽培面積 | 備考 |
|------|---------|----|
| トマト | 1.60㎡程度 | |
| 葉菜類 | 4.0㎡程度 | |

- ② 上記①において、以下の点について提案すること。

・上記品目の栽培設備を整備することによる適切な生産量、品質、歩留り、必要面積、作型等について

・生産行為の工程及び教員・生徒の動線、設備の配置等における効率かつ合理的な計画について

- ③ 一季成り、四季成り、それぞれの栽培品種を記載し、想定される年間生産高の目標値の目安を示すこと。

(4) 教育施設に関すること

ア 大学との連携について

農業生産技術の高度化と地球温暖化に伴う気候変動など農業を取り巻く環境が大きく変動する現状を踏まえ、施設を活用した大学との連携による人材育成の在り方を提案すること。

イ 本校農業教育による人材育成について

本校の施設で農業教育を受けた生徒が地域において活躍できるモデルを提案すること。

(5) 技術提案に関すること

ア 栽培技術指導について

① 栽培生産技術指導計画書等を作成すること。

- ・栽培技術の指導体制とその指導方法を提案すること。
- ・研修や指導者の派遣等を含めた長期的な指導計画を提案すること。

イ 病虫害対策について

① 病気対策・害虫対策について、それぞれソフト（手法）・ハード（施設・設備機器等）の両面から提案すること。

② 病虫害被害が発生した場合の生産者及び応募者の対応について提案すること。

ウ 経費削減策について

① 作業労力削減策について具体的な方法とその効果を提案すること。

② ライフサイクルコスト（LCC）の削減について、施設内で使用するエネルギーの削減策について具体的な方法とその効果を提案すること。

③ 中長期的な修繕及び更新に係るコスト削減策として、具体的な中長期修繕・更新計画を作成、提案すること。

④ 本校教育課程における科目「農業経営」に削減結果を反映させ、授業に活用する方策を提案すること。

エ 保証内容について

① 施設本体、及び施設内各設備機器類に係る保証の具体的な条件、範囲、期間、内容等について、優位性を提案すること。

② 施設稼働後の施設本体、及び施設内各設備機器類の保守点検やアフターケアの頻度、期間等を具体的に提案すること。

オ 本事業に関する全体の工程管理体制について

① 設計施工一括発注方式の利点を活かして、実施可能な工期短縮案を提案すること。

② 事業全体の工程管理方法を具体的に提案すること。

2 磐城農業高校太陽光型植物工場

(1) 業務概要

ア 建設工事

【建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、さく井工事、その他附帯する

施設・設備等】

- ・設計に基づく建設工事及び管理
- ・工事関係書類、工事写真、取扱説明書等の作成及び提出
- ・工事施工に関する関係機関との協議、調整（書類の作成を含む）
- ・工事施工に必要な届出、手続等
- ・工事施工に関する会議等の実施運営
- ・その他発注者が必要と認める書類の作成及び提出

(2) 施工場所

福島県いわき市植田町小名田地内

(3) 施設概要

ア 栽培施設：200㎡程度 太陽光利用型耐候性鉄骨造ガラス温室

・太陽光利用型養液栽培施設

太陽光を利用した養液栽培施設であり、トマト及び葉菜類の栽培を行う設備機器を有すること。

イ 附帯設備

アの施設を稼働及び管理するために必要な設備。

(4) 設計仕様

栽培品目：トマト、葉菜類

栽培方法：太陽光利用型養液栽培

栽培施設構造：耐候性鉄骨造ガラス温室

栽培環境：ICTを活用した環境制御システム

(5) 予定履行期間

契約締結日から180日間

(6) 検査

完了検査を受ける場合には、竣工書類を準備しておくものとし、現場責任者の立会いのうえ、検査を受けなければならない。

(7) 関係法令等の遵守

業務に当たり、適用される全ての関係法令および関係条例、施行令、施行規則等を遵守し、安全確保に努める内容とするもの。

(8) その他

次の事項は、契約後の業務内容には含まないが、契約者の提案に基づき別途協議すること。

① 栽培指導

- ・研修や指導者の派遣等を含めた栽培指導
- ・本事業における栽培生産技術等への指導、助言、相談対応

令和2年5月8日

工事執行機関 福島県立磐城農業高等学校

公募型プロポーザル方式審査結果

| | | | | | |
|--------|---|--------------|--------------|----|---------|
| 年度 | 2 | 事項 | 高等学校指導費 | 契約 | 2年5月1日 |
| 工事番号 | 19-79670-0003 | 工事名 | 磐城農業高校 | 着工 | 2年5月1日 |
| 発注種別 | 建築工事 | | 太陽光型植物工場建築工事 | 完成 | 2年9月30日 |
| 路線・河川名 | 磐城農業高等学校 | | | | |
| 工事箇所 | 自 | いわき市植田町小名田地内 | | | |
| | 至 | | | | |
| 工事概要 | 太陽光型植物工場建築工事 一式 ・植物工場(温室) S造 平屋建て 延べ面積 200.00㎡ ・トマト栽培設備 | | | | |

| | | | |
|-------|--------------|------------|---------|
| 開催年月日 | プロポーザル審査会 | 募集要領(審査基準) | 審査 |
| | | 元年12月6日 | 2年4月16日 |
| | 入札参加条件等審査委員会 | 対象業務の選定 | 受注者決定 |
| | | 元年11月28日 | 2年4月23日 |

| 応募者(企画提案図書の提出者) | 応募者の住所 | 評点合計 | 順位 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-------|----|------|
| 株式会社大仙 仙台支店 | 宮城県仙台市太白区柳生 6-1-8 | 11.26 | 1 | 随意契約 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第6号

抽出事案説明書

【担当部局名：医療人材対策室】

| | |
|------------------------------|--|
| 契約方式 | 随意契約 |
| 発注機関 | 医療人材対策室 |
| 工事／業務名 | 福島県立医科大学助産師養成施設整備事業基本・実施設計委託業務 |
| 発注種別 | 建築設計(委託業務) |
| 工事／業務概要 | 福島県立医科大学助産師養成施設新築工事に係る基本・実施設計を行うもの |
| 随意契約の理由 (プロポーザル方式を採用した理由) | <p>当施設は助産師を志す看護師が学ぶ教育施設であるが、単に国家資格の取得のみを目標とするのではなく、別科及び修士課程において、以下の資質を備えることを目指している。</p> <p>○別科：母子に寄り添い、地域に根差す「地域助産の即戦力」 ○修士：高度な技術と研究能力を備えた「多職種連携における助産分野のリーダー」</p> <p>この実現のためには、厚労省規定の教育内容に加え、様々な関係者とのつながりの中で、多角的な気付きを得ながら、一人の助産師の卵として成長する環境を整える必要があり、一例として、以下の環境が求められる。</p> <p>○学内の看護学部や医学部、附属病院等との授業内外における連携が容易に可能な環境 ○地域で活躍する先輩助産師との交流や協働活動を通じた教育を与えられる環境 ○上記により培った成果を、母子保健に関わる県民・関係団体・学生等に還元する、好循環を生む環境</p> <p>これらを実現するためには、施設設計にあらかじめ明確な仕様や設計条件を定めるよりも、広く提案を募り、創造性や技術力・問題解決力に優れた設計者から提出された技術提案を基に仕様を作成する方が、優れた成果を期待できると考えられるため。</p> |
| 審査結果 | <p>1 プロポーザル提案課題</p> <p>(1)既存建築物との一体性・連続性を考慮した施設のあり方 (2)良好な教育環境の中で学生たちが快適に過ごせる施設のあり方 (3)多様な交流や様々な連携・協働を生み出す施設のあり方 (4)エネルギー性能が高く、持続可能性に優れた施設のあり方 (5)その他、本施設の計画において特に重要と考える提案</p> <p>2 技術提案書の提出状況 18者 3 審査結果</p> <p>(1)第一次審査(書類審査) 資格要件を満たさない者 なし 二次審査の対象として6者を選出 (2)第二次審査(ヒアリング) 最優秀選定者(株)ティ・アール建築アトリエを選出</p> |
| 参加業務規模金額(税込:円) | 56,815,000円 |
| 当初契約金額(税込:円) | 50,270,000円 |
| 備考 | |

「福島県立医科大学助産師養成施設整備事業」基本・実施設計業務

公募型プロポーザル（福島県内限定）募集要領

1 目的

本県が直面している少子化及び人口減少は、今後も厳しい状況が続くと予測されており、未来を担う子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりが一層重要となっています。

その中で、地域の母子保健に広く関わる助産師は、分娩介助の専門家であるとともに、周産期医療の提供体制や女性のライフサイクルを支える重要な存在であり、当該環境整備の一翼を担うことが期待されています。

本県では、このような背景を踏まえ、県内にある2つの助産師養成課程（総合衛生学院助産学科及び福島県立医科大学看護学部）の見直しを図り、福島県立医科大学内に新たな助産師養成課程（1年課程の大学別科及び大学院修士課程）の設置及び必要な施設の整備を行うこととしました。今後は同施設にて「地域助産の即戦力」及び「多職種連携における助産分野のリーダー」の養成を目指すこととなります。

本プロポーザルは、それら助産師の卵が学び、成長する場所としてふさわしい施設を整備するため、優れた技術力や創造力、問題解決力を有する設計者を募集するものです。

2 事業の名称

福島県立医科大学助産師養成施設整備事業

3 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式（福島県内限定）

4 主催及び事務局

(1) 主 催 福島県

(2) 事務局 福島県保健福祉部医療人材対策室

5 事業の概要

(1) 施設名称 (仮称) 福島県立医科大学助産師養成施設

(2) 主要用途 大学（学校教育法第91条、第97条）

(3) 建設地 福島県福島市光が丘1番 外

(4) 施設計画

① 施設構成 福島県立医科大学看護学部（8号館）西側への増築（同一棟）

② 主要施設 ・別科助産専攻：講義室、演習室、研究室等

・大学院修士助産学専攻：講義室、研究室、演習室等

・共用部：実習室、ロッカー室、学生用ラウンジ、事務室、会議室等

- ③ 施設定員 45名程度
 - ・学生（別科助産専攻（1年課程））20名
 - ・学生（大学院修士助産学専攻（2年課程））定員5名程度×2年=10名程度
 - ・教職員 15名想定（教員・事務職員）
- ④ 延床面積 2,000㎡程度
- ⑤ 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を想定
（建築基準法等関係法令に適合する耐火建築物）
- ⑥ 階数 2階建て
- ⑦ 工事費 約11.5億円
（工事費（建築・電気・機械・外構）、消費税を含む）
- ⑧ 全体工程 令和2年度 基本・実施設計
（予定） 令和3年度 建築工事着手
令和5年度 開設

（5）建設敷地

- ① 敷地面積 約2,300㎡（県立医大敷地約356,000㎡の一部）
- ② 前面道路 敷地全体（構内道路は配置図を参照）
 - ・南側：約14～25m（市道北八幡・金山線）
 - ・東側：約25m（市道南町・浅川線）
 - ・北側：約4m（市道向道坂・宝器松線）
- ③ 都市計画
 - ・都市計画区域（市街化区域及び市街化調整区域）
 - ・用途地域（第1種住居地域（市街化区域のみ））
 - ・防火・準防火地域の指定なし ※建築基準法22条区域内
- ④ 周辺環境
 - ・JR東北本線金谷川駅から北東約2kmに位置し、国道4号線に近接している。
 - ・北側には蓬萊団地があり住宅や商業施設が建ち並び、南側は山林が広がっている。
- ⑤ その他
 - ・建設エリアは概ね平坦であり、大規模な造成工事は不要である。
 - ・既存医大と同一棟となり、建築基準法第86条の8第3号に基づく全体計画認定の変更申請（既存不適格への対応）が必要となる。

（6）関連資料

建設予定エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。
本資料は、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

- ① 別図1 案内図・位置図
- ② 別図2 敷地図（全体図）
- ③ 別図3 敷地図（計画エリア図）
- ④ 別図4 看護学部（8号館）2階平面図
- ⑤ 別図5 敷地現況写真
- ⑥ 資料1 「助産師養成施設に係る基本構想」
※施設整備に係る基本的な事項・考え方を記載

- ⑦ 資料 2 技術提案に関する補足資料
- ⑧ 資料 3 地質調査データ（看護学部（8号館）建設時）（参考）
- ⑨ 資料 4 県立医科大学の施設概要（2019年総合パンフレット*より抜粋）
 - ※ 本パンフレットは県立医大ホームページからダウンロードできます。
 - URL : <https://www.fmu.ac.jp/univ/daigaku/index.php>

6 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者（以下「参加者」という。）は、上記5までの内容を踏まえた上で、以下の課題について提案してください。

(1) 既存建築物との一体性・連続性を考慮した施設のあり方

○本施設は、現県立医科大学（以下「医大」という。）に増築して整備するものであり、両者は空間的・機能的に接続され、一体的な大規模建築物を形成します。

○このため、既存建築物はもとより建設敷地周辺の状況を踏まえながら、次の事項について効果的な提案を行ってください。

- ・既存建築物との適度な距離感・バランスのとれた配置計画
- ・既存建築物や周辺環境と調和を保ちつつ、象徴性のある外観デザイン
- ・活発な交流等を誘発する場の創出と温かみのある内観デザイン

(2) 良好な教育環境の中で学生たちが快適に過ごせる施設のあり方

○本施設は、助産師を志す看護師が学ぶ場であり、短い在学期間で、より先端的な教育・研究や充実した学校生活を送るための環境整備が求められます。

○このため、本施設の基本的な機能等の確保はもとより、その魅力を向上させ、学生の入学意欲を高めることにもつながるよう、次の事項について効果的な提案を行ってください。

- ・高等教育機関として相応しい自律的な学習が可能となる機能性・快適性の確保
- ・学生が憩い、安全・安心に、寛ぐことのできる居場所の創出
- ・女性（学生は全員女性）にとっての使い易さへの配慮

(3) 多様な交流や様々な連携・協働を生み出す施設のあり方

○助産師となるためのプロセスにおいては、様々な関係者とのつながりを基に、共に学び、育つ環境が大切であり、学内の看護学部、医学部、（仮称）保健科学部、附属病院等との授業内外における連携や、現場で活躍する先輩助産師との交流、妊産婦を含む地域住民に開かれた活動等が重要となります。

○このため、医大施設群の最端部に位置していても、助産に関わる関係者の新たな交流拠点となるよう、次の事項について効果的な提案を行ってください。

- ・来館者を迎え入れる空間の確保及び諸室の有機的な接続
- ・ユニバーサルデザインへの配慮

(4) エネルギー性能が高く、持続可能性に優れた施設のあり方

○本施設は既存建築物と接続されますが、エネルギーに関しては、安定供給や効率的な利用、維持管理等の観点から、その自立性を高めることが求められています。

○このため、消費エネルギーを抑制するとともに、持続的な施設（ZEB化）を見据えながら、次の事項について効果的かつ具体的な提案を行ってください。

- ・省エネルギー・再生可能エネルギーの活用
- ・維持管理の容易性の向上・確保

(5) その他、本施設の計画において特に重要と考える提案

○上記のほか、本施設の整備において特に重要と考える課題がある場合は、参加者独自の提案を行ってください。

7 スケジュール

- (1) 募集要領及び各種様式等の請求受付期間
令和元年10月30日(水)から令和元年12月23日(月)
- (2) 現地説明会
令和元年11月12日(火)13時30分から
- (3) 「参加表明書」及び「技術提案書」の提出に係る「質問書」の受付期間
令和元年10月30日(水)から令和元年11月18日(月)17時(必着)
- (4) 「質問書」に対する回答
令和元年11月21日(木)
- (5) 「参加表明書」の提出期間
令和元年10月30日(水)から令和元年11月27日(水)17時(必着)
- (6) 「技術提案書」の提出期間
令和元年11月28日(木)から令和元年12月23日(月)17時(必着)
- (7) 第一次審査
令和2年1月中旬頃
- (8) 第一次審査結果発表及び通知
令和2年1月下旬頃
- (9) 第二次審査及びヒアリング
令和2年2月上旬～中旬頃
- (10) 第二次審査結果通知
令和2年2月中旬頃

8 参加資格等

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日(令和元年12月23日)において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

① 1者単独(設計共同体でないもの)

- ア 建築士法の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。
- イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。
- カ 延床面積1,000㎡以上の建築物(工場、車庫、倉庫、ショッピングセンター、競技場を除く。)の実施設計実績を有する者であること。

※1 実施設計実績とは、過去 15 年間の国内における実績で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績は、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は 1 名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。

ク 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
- ・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

② 設計共同体（設計 JV）

ア 2 者又は 3 者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、

①ーア～カの全ての条件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV 協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV 協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の提案者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者 1 提案とします。

(3) 業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、(1)ー①ア（福島県知事以外の登録も可。）～オの資格要件を満たし、本プロポーザルにおける参加資格を有しないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務）を再委託する場合は、建築士事務所の登録は求めません。

- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が14-⑦及び14-⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式3-3）に記載しないでください。
- ・協力者についても、(1)-①-イ～オの資格要件を満たす必要があります。

9 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和元年10月30日（水）から令和元年12月23日（月）

（窓口の配布は、閉庁日を除く9時から17時までとなります。）

(2) ウェブページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局のホームページからダウンロードすることができます。

(3) ウェブページ以外からの取得

上記(1)の配布期間中、次のいずれかの方法により配布します。

（対象データを複製したDVD-Rを配布します。）

① 窓口での配布

電子データ保存用の媒体（未使用のDVD-R）を事務局（本要領22に記載。以下同じ。）まで持参してください。

② 郵送による配布

電子データの保存用の媒体（未使用のDVD-R）を以下により事務局まで送付してください。

- ・申請封筒：「福島県立医科大学助産師養成施設事業プロポーザル募集要領等 請求用封筒在中」と明記すること。
- ・同封物：電子データ保存用の媒体（未使用のDVD-R）
返信用封筒（DVD-R対応のサイズとし所定の郵便切手を貼付）
- ・郵便種別：一般書留又は簡易書留郵便
- ・その他：配付期間内の消印があるものが有効。

(4) プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。

様式の作成に係る詳細は「別紙1 提出書類作成説明書」を参照してください。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 参加表明書 | 様式1 |
| ② 主要業務実績 | 様式2 |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式3-1-1、様式3-1-2 |
| ④ 再委託事務所 | 様式3-2 |
| ⑤ 技術提案提出書 | 様式4 |
| ⑥ 技術提案書 | 様式5 |

- | | |
|----------------|------|
| ⑦ 質問書 | 様式 6 |
| ⑧ 取組体制説明書 | 様式 7 |
| ⑨ 業務報告書 | 様式 8 |
| ⑩ 設計共同体協定書 (例) | 参考資料 |

10 現地説明会

- (1) 開催日時 令和元年 11 月 12 日 (火) 13 時 30 分～ (2 時間程度)
- (2) 場 所 公立大学法人福島県立医科大学 8 号館 3 階 S311
- (3) 内 容
- ・ 募集要領の主旨説明
 - ・ 基本構想の概要説明
 - ・ 8 号館及び建設敷地の見学 等
- (4) 見学上の留意点等
- ・ 見学範囲は、建設敷地、駐車場敷地、8 号館の一部を予定しています。それ以外の施設等は見学できません。
 - ・ 見学時は係員の誘導に従い、学生や病院患者等施設機能に支障のないよう十分な配慮をお願いします。
 - ・ 建物内のカメラ等による撮影は禁止します。なお、建物外の撮影は可能です。
- (5) 参加申込み
- ・ 現地説明会への参加を希望される場合は、以下により事前に申込みください。
様式 : 任意 (表題は「福島県立医科大学助産師養成施設現地説明会」と明記)
記載事項: ①社名、②氏名、③連絡先 (電話・電子メール)
申込期限: 令和元年 11 月 8 日 (金)
申込方法: 電子メール (事務局宛て)
- (6) その他
- ・ 会場の都合上、各社 2 名までの出席とします。
 - ・ プロポーザル提案の有無にかかわらず、参加は可能です。
 - ・ 当日の駐車場は上記「(5) 参加申込み」をした方に別途ご連絡します。
 - ・ 本説明会以外の施設見学の機会はありません。

11 質問書

- (1) 質問書の提出
- ① 提出様式
質問書 (様式 6)
- ② 提出方法
持参、郵送、電子メールいずれかの方法により事務局まで提出してください。
- ③ 提出期限
令和元年 10 月 30 日 (水) から令和元年 11 月 18 日 (月) 17 時まで (必着)
※1 電子メールの場合は、電話連絡により着信を確認してください。

※2 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(2) 質問に対する回答

① 回答日

令和元年 11 月 21 日 (木)

② 回答方法

事務局のホームページに回答書を掲示します。

また、事務局において配付することもできます。

12 参加表明書

(1) 提出様式

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 参加表明書 | 様式 1 |
| ② 主要業務実績 | 様式 2 |
| ③ 管理技術者・主任技術者 | 様式 3-1-1、様式 3-1-2 |
| ④ 再委託事務所 | 様式 3-2 |
| ⑤ その他 | |

- ・設計共同体の場合は、①～③のほか JV 協定書の写しを提出してください。
- ・JV 協定書 (例) の第 8 条第 2 項で記載している「設計共同体の分担業務額に関する協定書 (写し)」は、契約締結後 7 日以内に提出となります。
- ・詳細は「別紙 1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和元年 10 月 30 日 (水) から令和元年 11 月 27 日 (水) 17 時まで (必着)

※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

(4) その他

- ・資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話等で問い合わせをする場合があります。

13 技術提案書

(1) 提出様式

- | | |
|------------------|-----|
| ① 技術提案提出書 (様式 4) | 1 部 |
| ② 技術提案書 (様式 5) | 8 部 |
| ③ その他 | |

- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者 (以下「ヒアリング要請者」という。) は、「取組体制説明書 (様式 7)」「業務報告書 (様式 8)」を指定期日までに事務局に提出してください。
- ・ヒアリング用の新たな資料の配付及び提案等は認めません。
- ・詳細は「別紙 1 提出書類作成説明書」を参照してください。

(2) 提出方法

事務局まで持参又は郵送してください。

(3) 提出期限

令和元年 11 月 28 日（木）から令和元年 12 月 23 日（月）17 時まで（必着）

※ 郵送は、提出期限内必着とします。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

14 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出のあった技術提案書を無効とします。

なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 8 に定める設計者に付した条件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合しない場合。
(参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。)
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、様式 3-1 に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。
(病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。)
- ⑦ 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。
- ⑨ 取組体制説明書(様式 7)に記載された者の中に、主たる勤務先や所属が審査委員と同じ者がいる場合。

15 選定方針

本プロポーザルの審査は、第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

(1) 第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を 3~5 者程度選定します。

(2) 第二次審査

要請者からのヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

16 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下により実施します。

(1) 実施日等

- ① 日 時 令和 2 年 2 月上旬（予定）
- ② 場 所 後日指定（ヒアリング要請に併せて通知します。）

(2) 実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します（ヒアリング後の審査は非公開。）
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリング要請者側の出席は、意匠担当技術者を含め3名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者自身の出席時間前の入室（傍聴）は認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書（様式5）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書（様式5）の内容を拡大した投射（パワーポイント等）は可能とします。（その他説明用の加工や資料の追加は認めません。）
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリングの参加報酬として1者あたり10万円を支払います。（ヒアリングに出席しなかった場合を除く。）
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

17 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「助産師養成施設整備事業基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正な審査を行います。

| | |
|-------|----------------------------|
| 石井 敏 | （東北工業大学工学部建築学科教授） |
| 浦部 智義 | （日本大学工学部建築学科教授） |
| 今野 静 | （公益社団法人福島県看護協会会長） |
| 太田 操 | （福島県立医科大学助産師養成課程設置準備室長・教授） |
| 熊谷 光彦 | （保健福祉部医療人材対策室長） |
| 渡邊 佳文 | （土木部営繕課長） |

※行政職員は、人事異動により変更となる場合があります。

18 審査及び審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、参加者に通知します。なお、事務局のホームページには契約を締結した後に公表します。

19. 技術提案書の取扱

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。

- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)
- ⑥ 技術提案書は、全て公表します。
(ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。)
- ⑦ 主催者が、提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書を無償で使用できるものとします。

20 設計業務の契約

(1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を設計候補者とし、福島県財務規則に基づく契約交渉を行います。ただし、8-(1)-①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を設計候補者とします。

(2) 業務内容

本施設の新築及び外構整備等に係る基本・実施設計

(3) 設計期間（履行期限）

契約締結の日から12ヶ月程度を想定

(4) その他

工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。
なお、その場合も(1)の条件を満たす必要があります。

21 工事の入札参加資格の制限

本件業務を受注した者（再委託事務所を含む）が、製造業又は建設業と資本・人水面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

22 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- ② 技術提案の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（平成31年国土交通省告示第98号に準拠）により算出した金額以内とします。
- ④ 設計業務の契約後は、様式3-1に記載した管理技術者及び主任技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除き、変更することはできません。

※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び様式 3-1 に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更はできません。

- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定された単位とします。

23 問合せ先（事務局）

このプロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供等を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県保健福祉部医療人材対策室
- ② 所在地：〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号（西庁舎 7 階）
- ③ 電 話：024-521-7222（直通）
- ④ F A X：024-521-7926
- ⑤ メール：kango@pref.fukushima.lg.jp
- ⑥ U R L：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/

公募型プロポーザル方式審査結果

工事執行権者

医療人材対策室長

発注種別 建築設計

| | | | | | |
|---------|---------------|--------|--------------------------------|---------|------------------------|
| 委託業務番号 | 19-21045-0002 | 委託業務名 | 福島県立医科大学助産師養成施設整備事業基本・実施設計委託業務 | 工期 | 350日間 |
| 路線河川地区名 | 福島県立医科大学 | 委託業務箇所 | 福島市光が丘地内 | 委託業務の概要 | 助産師養成施設整備事業基本・実施設計委託一式 |

| | | | | |
|--------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| 開催年月日 | プロポーザル審査委員会 | 募集要領(評価基準) | 一次審査 | 二次審査 |
| | 令和元年10月24日 | 令和元年7月29日 | 令和2年1月21日 | 令和2年2月29日 |
| 入札参加条件等審査委員会 | 対象業務の選定 | 対象業務の選定 | 委託者決定 | |
| | 令和元年7月29日 | 令和元年7月29日 | 令和2年3月9日 | |

学識経験者意見聴取結果

| 職業等 | 氏名 | 審査委員会 | ①募集要領(評価基準)の策定 | | ②技術提案書の特定 | |
|-------------------|-------|-------|----------------|----------|-----------|--------|
| | | | 意見の適否 | 意見聴取 | 意見の適否 | 意見聴取月日 |
| 東北工科大学 建築学部長 | 石井 敏 | ○ | 要・不要 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| 日本工科大学 教授 | 浦部 智義 | ○ | 要・不要 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |
| (公財)福島県 看護協会会長 | 今野 静 | ○ | 要・不要 | 平成 年 月 日 | 平成 年 月 日 | |

| 参加者(技術提案書の提出者) (五十音順) | 所在地 | 評価項目 | 備考 |
|--------------------------|------------------------|------|----|
| アーク・伊達な設計共同 | 福島市野田町1-2-18 | | |
| 一般建築士事務所ハコブラスデザイン | いわき市平谷川瀬二丁目6-4 | | |
| 株式会社内田建築設計事務所 | 福島市中町9番22号 | | |
| エーユーエム構造設計株式会社 | 郡山市神明町17番23号 | | |
| 株式会社エステー設計研究所 | 郡山市池ノ台15-15 | | |
| 小島建築設計事務所設計共同体 | 福島市南矢野目字段原15-2 | | |
| 有限会社大野建築設計事務所 | 福島市菅代字一本松91番地 | | |
| 菊地・ドムス設計共同体 | 郡山市開成五丁目18番23号 石井ビル101 | | |
| gip・前原尚貴設計共同体 | 郡山市菜穂三丁目12番8号 | | |
| 株式会社清水公夫研究所 | (次ページへ続く) | | |

プロポーザル審査委員会の合意による。
詳細は別紙「福島県立医科大学助産師養成施設」基本・
実施設計業務公募型プロポーザル(福島県内限定)審査
委員会 審査請評」とおり。

| 参加者(技術提案書の提出者) (五十音順) | 所在地 | 評価項目 | 備考 |
|--------------------------|-----------------|---|------|
| 株式会社白井設計 | 金澤若松市インテナー西56-8 | | |
| 株式会社田畑建築設計事務所 | 福島市町庭坂字内町40番地の2 | | |
| 株式会社土田建築設計事務所 | 須賀川市西の内町74 | | |
| 株式会社ティ・アール建築アトリエ | 郡山市小原田三丁目5番5号 | プロポーザル審査委員会の合意による。 詳細は別紙「福島県立医科大学助産師養成施設」基本・ 実施設計業務公募型プロポーザル(福島県内限定)審査 委員会 審査講評」とおり。 | 最優秀者 |
| 中山・額口設計共同体 | 伊達市梁川町字南本町108-3 | | |
| 八光建設株式会社 | 郡山市並木1-1-11 | | |
| 有限会社辺見設計 | 白河市田町116番地 | | 次点者 |
| 株式会社山口建築設計事務所 | 郡山市八山田四丁目92番地 | | |
| 株式会社山口設計 | 会津若松市堤町11番9号 | | |
| 参加者 18者 | | | |

※ プロポーザル審査委員会に学歴経験者を含めた場合、「審査委員会」の欄に○を付ける。この場合、個別の意見聴取は省略できる。
学歴経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して名簿等を添付すること。

**福島県立医科大学助産師養成施設整備事業 基本・実施設計業務
公募型プロポーザル審査委員会 審査講評**

1. 審査経過

本施設の整備事業基本・実施設計委託業務に係る公募型プロポーザルでは、各分野6名の審査委員から構成された審査委員会により、募集要領の策定から最終審査に至るまで、慎重かつ厳正な審査を行った。

なお、審査の公平性を保つため、提案者名等については最後まで伏せたままで審査を行い、結果が確定後に提案者名を開示した。

(1) 第1回審査委員会

日程：令和元年10月24日（木）

場所：福島県立医科大学8号館（福島市）

議事：委員長、副委員長の選出、本施設に係る基本構想等の確認、公募型プロポーザルの公告・募集要領、審査スケジュール等の協議を行った。

(2) 第2回審査委員会

日程：令和2年1月21日（火）

場所：ラコパふくしま（福島市）

議事：18件の提案書について第一次審査を行い、評価が高かった6者をヒアリング対象者とした。

(3) 第3回審査委員会

日程：令和2年2月29日（土）

場所：ホテル福島グリーンパレス（福島市）

議事：第2回審査委員会にてヒアリング対象とした6者に対して、受付番号順に1者あたり発表10分、質疑20分で第二次審査（ヒアリング審査）を行った。その後、審査委員による投票と協議を踏まえ、全会一致により最優秀（設計委託候補者）1者及び次点1者を決定した。

2. 審査結果

最優秀（設計受託候補者）：株式会社ティ・アール建築アトリエ

次点：有限会社辺見設計

3 講評

(1) 全体講評

本プロポーザルでは助産師を養成する施設として多様な学習環境を整えることはもちろん、福島県立医科大学の他学部の学生や医療現場の最前線で働く助産師、母子保健に関心が高い一般県民など、様々な人々との交流により、地域とともに育てる環境を実現するための技術提案を求めた。

併せて、省エネルギー技術や再生可能エネルギーの活用による建物のZEB化等、イニシャルコスト・ランニングコストの低減及びメンテナンスの効率化についても検討を求めた。

総じて、提案者に対して高い総合力を求める提案課題とした。

ヒアリングを要請した提案者から提示された内容は、いずれも新たな助産師養成のための教育環境創出への期待を感じさせるものであり、学生や教員等の目線に立ったゾーニングや、施設利用者間の活発な交流を促す狙いや仕掛けが感じられるものであった。

また、省エネルギー対策等の難しいコスト低減要求に対して、意欲的かつ真摯に取り組まれたことが、提案書やプレゼンテーションから読み取ることができた。限られた期間の中で、密度の高い提案をされた関係各位に対して、心から敬意を表する。

評価を分けるポイントとなったのは、助産師教育への理解の深度と建築計画への反映、実現性、さらには自社の提案内容への思いの強さであった。設計者を選定するというプロポーザルの性質上、今後の設計業務における発注者との協働が不可欠となることからその適性を見極めることも重要となった。

最優秀の提案はいずれの課題についても熟慮され、助産師教育への思いを基に組み上げられているとともに、隣接する建物や敷地全体、立地する環境について、俯瞰した視点から計画されており、総合力の高さを感じさせるものであった。

(2) 個別講評

◇最優秀：受付番号10 株式会社ティ・アール建築アトリエ

本提案は、「全ての女性が共に学ぶことができるケア commons」をテーマとしており、様々な人たちの拠点機能から、必要な諸室・ラウンジ等が配置されていた。シンプルな平面計画ながらも既存建物との連携や利用者視点の計画は巧みで、実現性も高く運用・管理面からも妥当性のある計画と判断した。

中央のライトウェルや角を無くした柔らかなデザイン、立地場所を生かしたラウンジの配置など随所に施設利用者を意識した提案が散りばめられる一方で、コストバランスと詳細なシミュレーションに基づいた“ZEB Ready”など、実現性の高い提案内容も多かった。プレゼンテーションでは、助産師教育への強い思いが伝わり、今後の設計を共に進めていく上で審査委員に安心感を与えるものであった。当提案者であれば発注者との密接なコミュニケーションのもとに確実に提案内容を深化

できると見込まれ、高い評価を得ることとなった。

一方で、獨創性という観点からはインパクトに欠ける印象もあった。提案された計画は丁寧に行わなければ平凡な施設環境になってしまう懸念もある。今後は学生や教員等とのワークショップなど幅広く丁寧な意見交換を通じて、現在の計画をさらに磨き上げ、より魅力的な設計内容にすることを強く期待する。

◇次点：受付番号6 有限会社辺見設計

本提案は、「実習室を核とした助産師養成施設」をテーマとしており、助産師教育への深い理解を基に、中央に配置した可変性の高い実習室は高く評価された。8号館からの渡り廊下の有効活用やマザールーフによる溜まり空間の創出も提案者のアイデアの豊かさを感じさせた。

一方で、コネクトブリッジや実習室における可動間仕切りの運用等の実現性については課題が残り、具体的に設計を進め、現実的対応をしていく中で提案内容が持つ長所が薄れていってしまう懸念が拭えなかった。

提案者の豊富なアイデアと助産師教育への理解の深さ、チーム力を感じさせたプレゼンテーションは高く評価されたが、総合的には最優秀案に及ばず次点者となった。

(以下、受付番号順)

◇受付番号4 有限会社大野建築設計事務所

本提案は、「交流と自立学習」をテーマとしており、明るいアトリウムを介した交流の誘発やセキュリティの確保の点で秀でた提案であった。提案者の中で唯一、バス停からのアプローチに関する提案なども提案するなど、視野の広さも感じられた。

一方で、ワークショップの進め方やダブルスキン採用に伴うイニシャルコスト、空調に係るランニングコストへの考え方については、ヒアリングにおいて具体性を欠く回答が多く、検討内容の深度を推し量ることができなかった。

◇受付番号8 エーユーエム構造設計株式会社

本提案は、「助産師の養成を通じて、未来の子どもたちを守る」というテーマが設定されていた。諸室のゾーニングや回遊性と自由度の高い2階フロア等、全体的に要所を押さえたバランスの良い提案であるとともに、地域との交流拠点に「コミュニティキッチン」という独創的な機能を取り入れたことが印象的であった。

一方で、看護学部棟との結節点の考え方等に説得性を欠いた印象があり、外観デザインや省エネ対策でも具体性が不足していた。吹抜け空間の多用で生じる空調コストや、中庭の設えに対するイメージも審査委員で共有できなかった。

◇受付番号12 株式会社山口建築設計事務所

本提案は、「柔らかな光に包まれた交流の学び舎」をテーマとしており、主に建築的な視点から、各項目ともに高いレベルの考察が行われていた。施設利用者の動線として、東西方向に南北方向を加えた提案は興味深い視点であった。

一方で、意匠デザインや空間構成に焦点を当てすぎた印象が強く、助産師教育に係る提案者の考えが伝わらなかった。また、設計体制の役割分担に不明瞭な点があり、提案者の意欲や主体性にも懸念が持たれた。

◇受付番号16 株式会社白井設計

本提案は、施設中央の未来ホールを交流拠点とする明快なゾーニングと、隣接する既存施設との一体性を意識したもので、魅力的な空間をつくり上げていた。学生の特性を十分理解して交流のあり方を提案し、木質空間についても温かみを感じられた。

一方で、プレゼンテーションからはチーム力が伝わらず、今後の発注者との協働に向けて不安を感じさせるものであった。また、助産師教育への思いと提案内容が必ずしも一致していない印象もあり、高い評価にはつながらなかった。

(3) まとめ

助産師は、地域に根差し、女性のライフサイクルに寄り添い支えることのできる、唯一の存在である。今回のプロポーザルを通じて選定された提案者には、学生や教員はもちろん、小さな子どもを持つ母親や地域住民など、幅広い分野の方々との対話を重ね、設計に反映することで、福島県立医科大学が担う助産師の養成を建築の側面から支援してくれることを望む。

助産学分野において、大学別科と修士課程という2つの課程を設置し、学び舎を新設する本計画は国内でも希少な事例である。その意味でも大きな注目を浴びるものであろう。この施設から多くの助産師が巣立ち、福島県が国内に誇れる「日本一安心して子どもを生み育てられる県」になることを心より期待する。

最後に、当審査委員会が掲げた提案課題に対して真摯に向き合い、自由な発想で多様なアイデアを寄せていただいた18者に対し、審査委員一同、心より感謝と敬意を申し上げる。

令和2年4月17日

福島県立医科大学助産師養成施設整備事業

基本・実施設計委託業務 公募型プロポーザル審査委員会

委員長：石井 敏（東北工業大学建築学部建築学科教授）

副委員長：浦部 智義（日本大学工学部建築学科教授）

委員：今野 静（公益社団法人福島県看護協会会長）

委員：太田 操（福島県立医科大学助産師養成課程設置準備室長・教授）

委員：熊谷 光彦（福島県医療人材対策室長）

委員：渡邊 佳文（福島県営繕課長）

※ 県職員は第3回審査委員会時点の委員名を記載しています。

様式第6号

抽出事業説明書

【担当部局名：土木部】

| | |
|------------------------------|--|
| 契約方式 | 随意契約 |
| 発注機関 | 南会津建設事務所 |
| 工事／業務名 | 道路改築事業CM業務委託(道整・補助) |
| 発注種別 | 土木設計 |
| 工事／業務概要 | CM業務 N=1式 |
| 随意契約の理由 (プロポーザル方式を採用した理由) | <p>本業務は、国道121号下郷田島バイパスにおける道路改築事業の施行にあたり、計画、設計、用地取得、施工の各段階において、計画・設計の検討や工程管理、品質管理等の各種マネジメント業務を行うCM(コンストラクション・マネジメント)業務である。</p> <p>本業務にあたっては、地域の地形や地質及び気象の特性を熟知しているとともに、トンネルや長大橋の計画設計の経験や道路事業についての専門的な知識、大規模事業に係る工程管理や構造物の品質管理に関する高度な技術が必要とされるため、プロポーザル方式により、当該業務に適した技術提案を行った会社を選定した。</p> <p>については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定(「性質又は目的が競争入札に適さないもの」)及び福島県財務規則施行通達第269条関係1-(2)に基づき、単独見積りによる随意契約とすることとした。</p> |
| 審査結果 | <p>1. プロポーザル提案課題</p> <p>(1) 関係行政機関及び地元等との協議・調整を確実かつ円滑に進めるための提案。</p> <p>課題① 機能補償等の協議・調整に多大な時間を費やしている。</p> <p>(2) 工事未着手区間の早期工事着手に向けて、事業を効率的、経済的に進める進行管理手法の提案</p> <p>課題① 用地取得や補償物件移転と並行して工事を実施することとなり、計画的な用地取得、発注計画が必要となる。</p> <p>2 技術提案書の提出状況 1者</p> <p>3 審査結果</p> <p>(1) 第一次審査(書類審査)</p> <p>資格要件を満たさない者 なし</p> <p>二次審査の対象として 1者 を選出</p> <p>(2) 第二次審査(ヒアリング)</p> <p>最優秀選定者 (株)近代設計 福島営業所 を選出</p> |
| 参加業務規模金額(税込:円) | 420,000,000円 |
| 当初契約金額(税込:円) | 410,751,000円 |
| 備考 | |

道路改築事業CM業務委託（道整・補助）

公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、国道121号の道路改築事業CM(コンストラクション・マネジメント。以下「CM」という。)業務委託において、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 道路改築事業CM業務委託(道整・補助)

(2) 業務内容

国道121号下郷田島バイパスにおける道路改築事業の施行にあたり、基本計画段階、設計段階、用地取得段階、工事発注段階、施工段階での各種マネジメント業務を行うCM業務です。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和5年3月31日

(4) 業務の規模

本業務は、3年間で420百万円(消費税込み)程度の業務規模を予定しています。見積書(様式第8)の作成に当たっては、業務委託料の構成は、設計業務等標準積算基準(福島県土木部、令和元年10月1日)に基づくものとし、その他原価は直接人件費に割合(25%)を乗じた額、一般管理費等は直接人件費と直接経費、間接原価の和に割合(35%)を乗じた額とします。

なお、業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には、無効とします。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 評価基準日(令和2年2月26日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 評価基準日(令和2年2月26日(技術提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等請負有資格者名簿の土木設計に登録されていること。
- (4) 本業務契約時点において、本業務対象事業に係る測量及び調査、設計並びに工事の受注者及び受注者と資本、人事面等において関連があると認められない者であること。
- (5) 建設コンサルタント登録規程による「道路部門」、「土質及び基礎部門」、「鋼構造

及びコンクリート部門」及び「トンネル部門」の建設コンサルタント登録を受けている者であること。

- (6) 管理技術者は、技術士資格「建設部門（道路科目又は土質及び基礎科目又は鋼構造及びコンクリート科目又はトンネル科目）」を有すること。
- (7) 設計共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に 2 以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～カに掲げる要件をすべて満たしている者であること。
 - ア 構成員の数が 3 を超えない者であること。
 - イ 代表構成員が（1）～（5）に掲げる要件をすべて満たしている者であること。また、その他の構成員は（1）～（4）に掲げた要件を満たしている者であること。
 - ウ 別紙 1 に示された道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。
 - エ 構成員の分担業務が、業務の内容により道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書において明らかな者であること。
 - オ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないことが、道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書において明らかな者であること。
 - カ 構成員において決定された代表者が、道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書において明らかな者であること。

4 業務仕様

別紙特記仕様書のとおりです。

なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、技術提案書の特定後に、提案内容を反映して決定し、特記仕様書を作成します。

5 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは次の事項です。

- (1) 関係行政機関及び地元等との協議・調整を確実かつ円滑に進めるための提案。
 - 課題
 - ①機能補償等の協議・調整に多大な時間を費やしている。
- (2) 工事未着手区間の早期工事着手に向けて、事業を効率的、経済的に進める進行管理手法の提案
 - 課題
 - ①用地取得や補償物件移転と並行して工事を実施することとなり、計画的な用地取得、発注計画が必要となる。

6 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表 1 公募型プロポーザル方式評価項

目及び評価基準表のとおりです。

7 手続き等

(1) 事務局

〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4 2 7 7-1
福島県南会津建設事務所 事業部 道路課
電話:0241-62-5323 FAX: 0241-62-5340
E-mail : minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を事務局ホームページにより配布します。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41360a/>)

配布期間は令和2年2月5日から令和2年2月16日まで。

ただし、上記配布方法にて入手（ダウンロード）できない場合は、下記のとおりとする。

ア 配布期間

令和2年2月5日から令和2年2月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の9時から17時まで。

イ 配布方法

下記のいずれかの方法とします。

(ア) 手交を希望する場合は、上記（1）に電話連絡のうえ、電子データ保存用の未使用のCD-Rを上記（1）の場所に持参してください。CD-Rに複製し、手交します。

(イ) 郵送による配布を希望する場合は、表に「道路改築事業CM業務（道整・補助）募集要領等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒に250円（定形外郵便物250g以内とした場合。）の郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で上記（1）事務局へ郵送してください。CD-Rに複製し返送します。（配布期間は、請求が上記配布期間内の消印のあるものについて配布します。）

8 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式2）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式2）を用い、令和2年2月10日17時まで、上記7（1）事務局に持参、郵送又は電子メールで提出してください。

なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまでを有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和2年2月12日から令和2年2月26日までの間、福島県南会津建設事務所

ホームページ (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41360a/>) に回答書（様式 3）を掲載するとともに、上記 7（1）事務局においても配布します。

9 技術提案書の提出について

技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類を添えて提出してください。

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとします。

| | |
|----------------------|--------|
| ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書 | 様式 1 |
| イ 企業実績表 | 様式 4 |
| ウ 業務実施体制 | 様式 5 |
| エ 配置技術者業務実績表（管理技術者） | 様式 6-1 |
| オ 配置技術者業務実績表（担当技術者） | 様式 6-2 |
| カ 業務実施方針 | 様式 7-1 |
| キ 特定テーマに対する技術提案 | 様式 7-2 |
| ク 見積書 | 様式 8 |
| ケ 担当技術者の所在地 | 様式 12 |

(2) 参加資格の確認のための書類

- ア 参加資格を満たす保有資格の資格証明書の写し
建設コンサルタント登録、技術士登録証明書等
- イ 共同体である場合、道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書の写し（道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）共同体協定書第 8 条第 2 項に基づき定める共同体の分担業務額に関する協定書の写しは、契約締結後 7 日以内に別途提出してください。）

(3) 技術提案書の内容を確認するための書類

- ア 実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書等の写し）も添付してください。）
- イ 保有資格として記載した資格の資格証等の写し
技術士登録証明書、RCCM 登録証明書、1 級技術検定合格証明書（1 級土木施工管理技士）
- ウ 技術研鑽への取組みに記載した CPD 制度の登録証、証明書又は受講証等の写し
- エ 委託業務等成績評定表の写し

(4) 提出期限並びに提出場所及び方法

令和 2 年 2 月 26 日 17 時までに、上記 7 の場所に 1 部を持参又は郵送してください。郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。（提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わず

に受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

技術提案書の提出は、1 企業又は 1 共同体で 1 提案とします。技術提案書を提出した共同体の構成員は、単独企業として技術提案書を提出することはできません。提出後における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

(5) 技術提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して技術提案書を作成してください。

また、次の内容（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に係る評価項目を 0 点とします。

ア 共通事項

(ア) 上記 (1) 技術提案書の様式で作成する。なお、片面使用、横書きとし、様式 8 を除き 1 様式で 2 枚以上の提出は認めない。

(イ) 様式 4～8 に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとする。

イ 企業実績表（様式 4）

技術提案書の提出者が過去に受託した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載する。

ウ 業務実施体制（様式 5）

(ア) 技術者の配置、業務の分担について記載する。

(イ) 業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて（担当技術者については主たる者 1 名）について、「業務実績表（様式 6-1～2）」を作成する。

(ウ) 学識経験者や協力事務所との技術協力又は再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

※ 業務の主たる部分とは、基本計画、設計業務監理、設計者間調整、施工監理、工事請負者間調整等とする。

エ 配置技術者業務実績表（様式 6-1～2）

(ア) 配置予定技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載する。

(イ) 担当技術者は複数配置が可能（様式 5）であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者（様式 6-2）とする。

オ 業務実施方針（様式 7-1）

(ア) 業務実施フロー、業務実施手順、工程管理上の留意事項及び工程計画について簡潔に記載する。

(イ) 様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。ただし、文字の大きさは許容最小文字の大きさの見本以上とする。

(ウ) A4 判（縦）片面 1 枚までとする。

カ 特定テーマに対する技術提案（様式 7-2）

- （ア）上記 5 に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。
- （イ）様式の枠内に限り文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
ただし、文字の大きさは許容最小文字の大きさの見本以上とする。
- （ウ）1 つのテーマにつき A3 判（横）片面 1 枚までとする。（A4 判（横）片面 1 枚でも間に合う場合には A4 判でも構わない。）

キ 見積書（様式 8）

- （ア）業務に要する直接人件費（技術者動員計画）、直接経費、旅費交通費及びその合計を業務内容毎に作成すること。
- （イ）様式で行列に不足がある場合、適宜追加してよい。
- （ウ）諸経費等について指定がある場合には、指定の算定方法及び率を使用すること。
- （エ）見積書（様式 8）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いるほか、業務委託料の積算の際の参考として用いるが、福島県の基準に単価等（人件費及び賃金、材料単価及び損料等、市場単価等）が規定されているものについては、福島県の基準に規定されている単価等を使用する。また、業務委託料の積算の際の旅費交通費については、担当技術者毎に積算上の基地を設定して計上する。なお、積算上の基地を確認するため様式 12 を提出すること。福島県の基準に関する公表用図書は、福島県技術管理課ホームページ、福島県の各建設事務所及び県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）で閲覧又は借り出すことができる。

10 技術提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところによる。

(1) 一次審査

技術提案書の審査は、上記 6 に定める評価基準に基づき審査し、上位 3～5 者程度をヒアリング対象者として選定します。審査結果については技術提案書の提出者全員に通知します。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、委託候補者 1 者を選定します。審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知します。

(3) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めることとなりますが、下記 12 の無効条項等に該当する場合（技術提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

(4) 審査（ヒアリングを含む。）は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果（様式 10）により公表します。

1.1 ヒアリング

ヒアリングは令和 2 年 3 月中旬頃に実施する予定です。詳細は一次審査の審査結果通知により通知します。

ヒアリングにおいては、様式 7-1、2 を補完する説明を受けます。新たな資料の配布は認めません。

なお、説明者は業務実施体制（様式 5）に記載した、管理技術者として配置予定の者とし、その他、担当技術者として配置予定の者（業務実施体制（様式 5）に記載した、担当技術者として配置予定の者）のうち 2 名までが出席できるものとします。

説明にプロジェクターを使用することは可能です。その際は南会津建設事務所が準備するプロジェクター及びパソコンを使用してください。

なお、プレゼンテーションソフトは Microsoft 社 PowerPoint、バージョンは PowerPoint2013（.pptx）に限定します。説明者はデータを CD で準備してください。

1.2 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、技術提案書は無効とします。

- (1) 提出者が上記 3 に定める参加資格等を満たしていない場合
- (2) 同一の者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。）
なお、提出期限の日までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）
- (4) 技術提案書の作成様式及び本要領に示された条件（評価項目を 0 点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 技術提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制（様式 5）に記載した管理技術者、担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合（本要領に示した質問を除く。）
- (8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

1.3 問合せ先等

問合せ先は上記 7（1）に同じです。

14 技術提案書の取扱い

- (1) 提出された技術提案書は返却しません。
- (2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担となります。
- (3) 技術提案書に虚偽の内容を記載し、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (4) 提出された技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (5) 提出された技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

15 その他

- (1) 本委託の契約については、公募型プロポーザルによる委託候補者選定後、見積合わせを行い、南会津建設事務所において契約します。なお、本見積合わせは、令和 2 年 2 月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行いません。
- (2) 技術提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合があります。

別紙 1

国道 1 2 1 号道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）設計共同体協定書

（目的）

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- （1）福島県南会津建設事務所発注に係る国道 1 2 1 号の道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「CM 業務」という。）
- （2）前号に附帯する業務

（名称）

第 2 条 当設計共同体は、国道 1 2 1 号道路改築事業 CM 業務委託（道整・補助）□□□□△△△設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

- 第 4 条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、CM 業務の委託契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 CM 業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該 CM 業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
□□□□株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
△△△株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 共同体は、□□□□株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 共同体の代表者は、CM 業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

- 第 8 条 各構成員の CM 業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 □□□□株式会社
〇〇〇の〇〇業務 △△△株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

- 第 9 条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、CM 業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

- 第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

- 第 11 条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

- 第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

- 第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体がCM業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

□□□□株式会社外○社は、上記のとおり国道121号道路改築事業CM業務委託（道整・補助）設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

□□□□株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

△△△株式会社

代表取締役〇〇〇〇印

国道121号道路改築事業CM業務委託（道整・補助）

□□□□△△△設計共同体の分担業務額に関する協定書

福島県南会津建設事務所発注に係る国道121号の道路改築事業CM業務委託（道整・補助）について、国道121号道路改築事業CM業務委託（道整・補助）設計共同体協定書第8条第2項の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

| | | |
|----------|----------|-----|
| ○○○の○○業務 | □□□□株式会社 | ○○円 |
| ○○○の○○業務 | △△△株式会社 | ○○円 |

□□□□株式会社外○社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

国道121号道路改築事業CM業務委託（道整・補助）□□□□△△△設計共同体

| | | | |
|-----|----------|-------|-------|
| 代表者 | □□□□株式会社 | 代表取締役 | ○○○○印 |
| | △△△株式会社 | 代表取締役 | ○○○○印 |

公募型プロポーザル方式審査結果

工事執行権者 南会津建設事務所

発注種別 土木設計

| | | | | | |
|---------|---------------|--------|---------------------|---------|-------------|
| 委託業務番号 | 20-41360-0035 | 委託業務名 | 道路改築事業CM業務委託(道整・補助) | 工期 | 令和5年3月31日限り |
| 路線河川地区名 | 国道121号 | 委託業務箇所 | 南会津郡下郷町大字塩生地内外 | 委託業務の概要 | CM業務 N=1式 |

| | | | | |
|-------|--------------|----------------------|--------------------|----------|
| 開催年月日 | プロポーザル審査委員会 | 募集要領(評価基準) | 一次審査 | 二次審査 |
| | 入札参加条件等審査委員会 | 令和2年1月27日 対象業務の選定 | 令和2年2月28日 委託者決定 | 令和2年3月3日 |

学識経験者意見聴取結果

| 職業等 | 氏名 | 学識経験者の職・氏名 | | ①募集要領(評価基準)の策定 | | ②技術提案書の特定 | |
|--|-------|------------|-------|----------------|----------|-----------|----------|
| | | 審査委員会 | 意見の適否 | ②の意見聴取 | 意見の適否 | 意見聴取月日 | 意見聴取月日 |
| <small>西土交通 東北地方整備局 富山県道路事務所 副所長(技術)</small> | 石井 重好 | | 意見なし | 要・不要 | 令和2年2月3日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| <small>西土交通 東北地方整備局 富山県道路事務所 副所長(技術)</small> | 前田 隆 | | 意見なし | 要・不要 | 令和2年2月3日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| | | | | 要・不要 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |
| | | | | 要・不要 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 | 令和 年 月 日 |

| 参加者(技術提案書の提出者) | 所在地 | 評価項目毎の得点 | | | | 総得点 | 順位 | 備考 |
|----------------|----------------|----------|-------|--------|------|-------|----|----|
| | | 企業実績 | 配置技術者 | 業務実施方針 | 技術提案 | | | |
| (株)近代設計 福島営業所 | 福島県福島市置賜町1番29号 | 10 | 33 | 18.2 | 55.7 | 141.9 | 1 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 参加者 1者 | | | | | | | | |

※ プロポーザル審査委員会に学識経験者を含めた場合、「審査委員会」の欄に○を付ける。この場合、個別の意見聴取は省略できる。
学識経験者の欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して各簿等を添付すること。



抽出事案説明書

【担当部局名:病院局】

| | |
|---|--|
| 契約方式 | 随意契約 |
| 発注機関 | 病院局 |
| 業務名 | 宮下病院建替え基本計画策定業務 |
| 業務概要 | 宮下病院の老朽化した施設の建替えを進めるに当たり、建替えの方向性を具体化する基本計画の策定を行うもの。 |
| 随意契約の理由 (プロポーザル方式又は コンペ方式を採用した理由) | 本業務は、宮下病院での奥会津地域での持続可能な医療提供に向けて、必要機能や施設規模など建替えの方向性を具体化する基本計画の策定を行うものである。 基本計画は、今後の基本設計等の土台となるものであり、その策定については、同様業務の経験を有することはもとより、十分な知識や能力等を有する事業者により行われる必要がある。 すなわち、事業者に関わらず一定の成果が得られる業務とは異なり、経験や知識、能力等を十分に有しない者が低廉な価格をもって請け負うことがあってはならない業務であることから、本契約はその性質又は目的が競争入札には適さない。 |
| 公告～参加表明期間 公告～企画提案書提出期間 | 14日間(R2.3.11～R2.3.25) 24日間(R2.3.11～R2.4.3) |
| プロポーザル審査会 コンペ審査会 | 3人(内、担当課1人、同部局(担当課を除く)2人) |
| 審査結果 | 1 提案課題 宮下病院建替え基本計画策定 (1)業務実施に係る具体的な方法、進め方の提案 (2)同種業務実績の本業務への活用 (3)業務成果となる基本計画(案)のとりまとめ 2 企画提案書の提出状況 2者 3 審査結果 第一次審査(プレゼンテーション) 最優秀選定者(株)システム環境研究所を選出 4 審議結果のHP等での公表の有無 有 |
| 参加業務規模金額(税込:円) | 14,527,000円 ※募集要領に記載の参考業務規模の金額を入力 |
| 当初契約金額(税込:円) | 12,320,000円 |
| 備考 | |



宮下病院建替え基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「宮下病院建替え基本計画策定業務」において、公募型プロポーザル方式により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは、令和2年2月県議会での予算の議決を前提として実施するものであり、県議会において予算が議決されない場合は実施しないものである。

1 目的

県が、県立宮下病院において、へき地医療の確保や地域包括ケアシステムの構築支援など、奥会津地域での持続可能な医療提供を確保できるよう、老朽化した施設の建替えを進めるに当たり、建替えの方向性を具体化する基本計画の策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

宮下病院建替え基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日より令和3年3月31日（水）

3 契約上限額

14,527,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- (5) 募集開始の日から書類審査結果通知の日までの間に、福島県から工事請負契約又は業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用するなどしたと認められる関係を有すること。
 - エ 暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。
 - オ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (7) 過去10年以内に、国又は地方公共団体から高齢化・人口減少地域における医療機関の新築又は改築に係る同種業務の受託実績があること。
- (8) 業務実施に当たり、契約日より円滑な業務運営を行うために必要な執行体制を整えることができること。
- (9) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 実施要領及び各種様式等の入手方法

実施要領及び各種様式等の電子データは、福島県病院局病院経営課ホームページからダウンロードすること。

なお、福島県病院局病院経営課での窓口又は郵送等での交付は行わない。

6 質問等の受付

(1) 受付期限

令和2年3月18日（水）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）に質疑内容を記載の上、FAXによる。

※ 送信後は、電話で送付した旨を知らせること。

(3) 提出場所

福島県病院局病院経営課

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館4階）

TEL : 024-521-7228 FAX : 024-521-7924

(4) 回答

令和2年3月23日(月)までに、様式第2号により福島県病院局病院経営課ホームページで公表する。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和2年3月25日(水)17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)による。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとする。

※ 郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(3) 提出書類

参加表明書(様式第3号)

[付属書類]

・ 会社概要に関する資料(任意様式)

本社所在地、支店・営業所所在地、設立年月日、資本金、従業員、関連会社等を明記すること。

・ 財務諸表(任意様式)

直近決算の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を添付すること。

(4) 提出場所

福島県病院局病院経営課

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号(自治会館4階)

(5) 資格審査結果の通知

本プロポーザルへの参加資格を有しないと判断される場合、令和2年3月31日(水)までに通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年4月3日(金)17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)による。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時30分から17時までとする。

※ 郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- ・ 下記9（3）の項目に沿って作成すること。
- ・ 本業務に係る具体的かつ詳細な実施方針を明らかにすること。
- ・ スケジュールを図表により明らかにすること。
- ・ 業務実施体制を図表により明らかにすること。
- ・ その他本業務の目的に照らして効果的な提案があれば盛り込むこと。

イ 業務実績一覧表（様式第4号）

ウ 担当者名簿（様式第5号）

エ 事業経費積算書（任意様式）

- ・ 事業費の総額及び内訳を明らかとすること。

オ 会社の概要に関する資料

(4) 提出部数

正本1部、副本10部

(5) 提出場所

福島県病院局病院経営課

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館4階）

9 企画提案の審査

(1) 審査方法

参加表明あった者からの企画提案書等に基づくプレゼンテーションを実施し、別途設置する「公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が審査を行うものとする。

当該審査結果に基づいて、最も優れた提案者を業務委託予定者（随意契約の予定者）として選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時及び場所

- ・ 日時 令和2年4月中旬【予定】
- ・ 場所 福島県自治会館4階 病院局会議室

※ 日時等の詳細については、参加対象者に対して別途通知するものとする。

イ 留意事項

- ・ 出席は2名以内とする。
- ・ 企画提案書等の説明を15分以内、審査委員会からの質疑への応答を10分程度とする。
- ・ 説明に際して用いることができる資料は、事前に提出あった企画提案書等

のみとする。

(3) 審査の視点

審査に当たっては、次の項目及び視点を踏まえながら行う。

| 項目 | 視点 |
|-----------|--|
| 【理解・取組意欲】 | ・ 業務の趣旨理解、取組意欲 等 |
| 【業務実績】 | ・ 同種業務の受託実績 等 （公立・公的医療機関の新築・建替え、 ・ 高齢化・人口減少地域における同種業務 等） |
| 【業務遂行能力等】 | ・ 業務実施体制 ・ 業務に係る知見、経験、能力 ・ 業務スケジュール 等 |
| 【企画提案内容】 | ・ 業務実施方法、進め方 ・ 同種業務実績の業務への活用 ・ 業務成果となる基本計画のイメージ 等 |
| 【業務経費】 | ・ 業務経費（内容、数量、単価） |

10 スケジュール

| 項目 | 日時 |
|----------------|-------------------|
| 「質問書」の提出期限 | 令和2年3月18日（水）17時まで |
| 「参加表明書」の提出期限 | 令和2年3月25日（水）17時まで |
| 「企画提案書等」の提出期限 | 令和2年4月3日（金）17時まで |
| プレゼンテーション審査の実施 | 令和2年4月中旬（予定） |
| 審査結果の通知 | 令和2年4月下旬（予定） |

11 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は、審査に必要な範囲内で、複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 福島県病院局は、提出書類について、本業務以外の目的で使用しない。
- (5) 提出書類及び審査結果は、福島県情報公開条例に基づく開示請求の対象公文書となる。
- (6) 応募者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (7) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (8) 本プロポーザルの実施において知り得た個人情報については、他に漏らしては

- ならない。
- (9) 参加表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。
- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - イ 仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合。
 - ウ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - エ 虚偽の内容が記載されている場合。
 - オ 審査員又は関係者に対して、直接又は間接的に不適切な接触を求めた場合。
 - カ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (10) 本プロポーザルは、令和2年2月県議会での予算の議決を前提として実施するものであり、県議会において予算が議決されない場合は実施しない。この場合、県は、本プロポーザルに係る応募者の一切の費用を負担しない。

宮下病院建替え基本計画策定業務 仕様書

1 目的

県が、県立宮下病院において、へき地医療の確保や地域包括ケアシステムの構築支援など、奥会津地域での持続可能な医療提供を確保できるよう、老朽化した施設の建替えを進めるに当たり、建替えの方向性を具体化する基本計画の策定を行うものである。

2 業務内容

(1) 基本計画書案の取りまとめ

宮下病院機能検討委員会報告書の内容を踏まえながら、次の事項のほか、基本計画の策定に必要な事項について、調査・検討を行い、基本計画書案を取りまとめる。

なお、施設構成、建築等面積、建築スケジュール、建築費用など施設整備に関する事項については、7月下旬までに整理を行う。

① 基本事項

- ・ 必要機能
- ・ 施設概要（規模、診療科、組織等） 等

② 運営

- ・ 部門別基本機能
- ・ 主要諸室
- ・ 人員配置 等

③ 施設整備

- ・ 病床、諸室、付帯設備等の施設構成（数、種類、面積、配置等）
- ・ 建築面積、延べ床面積
- ・ 建築条件（用地、法的要件等）
- ・ 建築手法（構造工法、耐震工法、敷地利用等）
- ・ 建築イメージ（平面図等）
- ・ 建築・設備の設計と条件 等

④ 医療機器等整備

- ・ 医療機器、什器備品の整備方針
- ・ 医療情報システムの導入方針 等

⑤ 整備事業計画等

- ・ 事業スケジュール（各種法令上の手続きを含む）
- ・ 概算事業費
- ・ 概算収支計画 等

⑥ その他

- ・ 運営の参考事例 等

- (2) 基本計画策定に係る会議等への対応
宮下病院で月1回程度開催する会議等に必要となる資料作成、説明、事後のとりまとめ等を行う。
- 3 実施期間
契約締結の日から、令和3年3月31日(水)まで
- 4 成果物等の提出
- (1) 提出期限
令和3年3月31日(水)
- (2) 提出場所
福島県病院局病院経営課
- (3) 提出物
- | | | |
|-------------------------------|---|-----|
| ① 業務報告書(本業務で作成した資料一式) | … | 1部 |
| ② 基本計画書案 | … | 10部 |
| ③ 電子媒体(上記①、②の電子データを格納したCD-R等) | … | 1部 |
- 5 留意事項
- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
また、関係機関等から提供を受けた資料については、管理、保管を十分な体制により行うこと。
- (2) 本業務の実施に当たっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。
また、委託期間中についても進捗状況を委託者に逐次報告すること。
- (3) 本業務遂行の上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務遂行によって生じる権利は、全て委託者に帰属するものとする。

宮下病院建替え基本計画策定業務 審査票

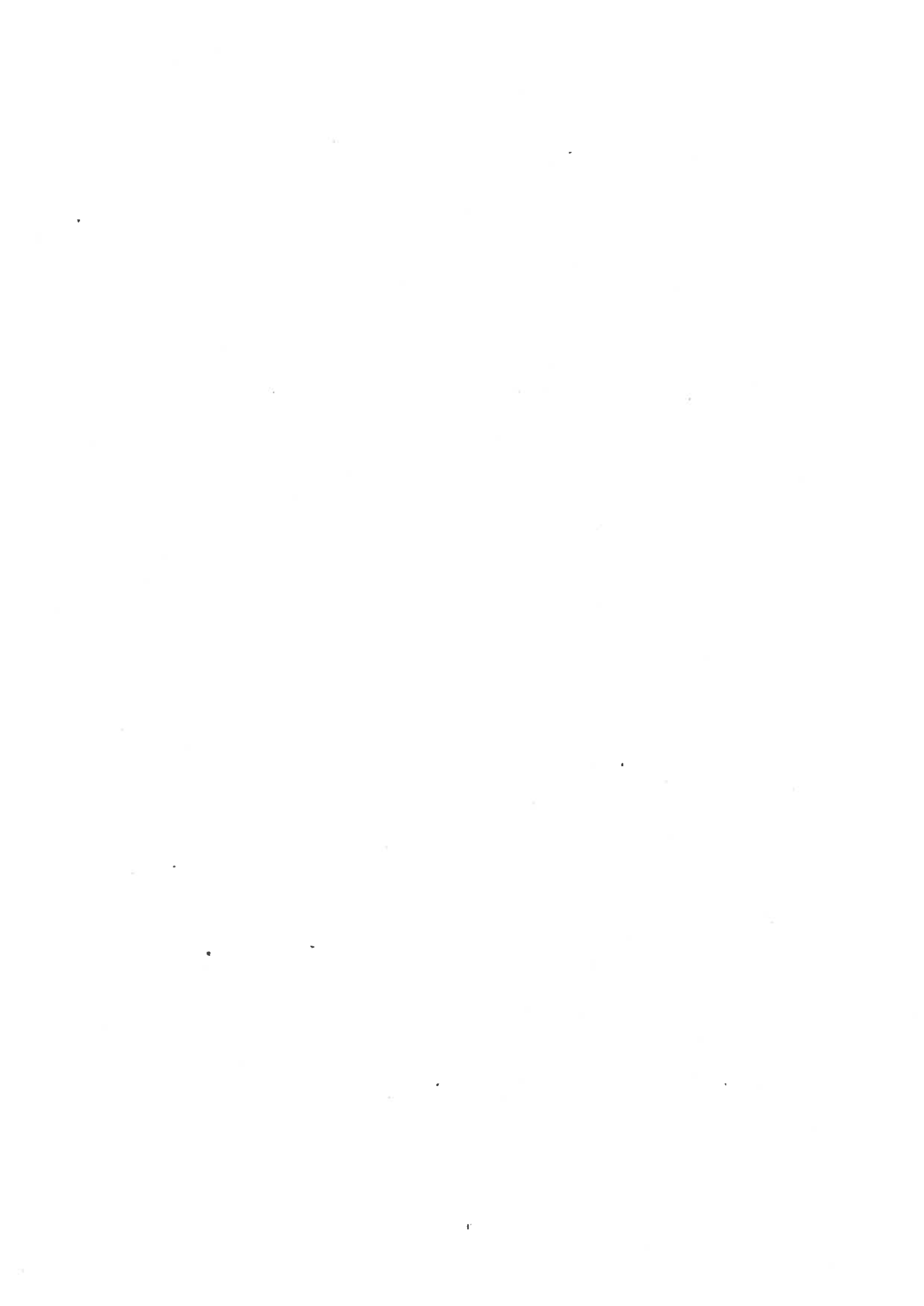
採点者

| | 審査基準 | 得点 |
|---|------|---------|
| 1 理解・取組意欲 | | /5 |
| (1) 本業務の趣旨を理解した提案となっており、取組み意欲が高いか。 | | /10 |
| 2 業務実績 | | /10 |
| (1) 公的医療機関の新築・建替えにおける本業務と同種の業務を受託した実績があるか。 | | /10 |
| (2) 高齢化・人口減少地域における本業務と同種の業務を受託した実績があるか。 | | /10 |
| 3 業務遂行能力 | | /10 |
| (1) 本業務を実施する上で十分な体制であるか。 | | /10 |
| (2) 本業務実施に関する優れた知見、経験、能力を有しているか。 | | /10 |
| (3) 本業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。 | | /10 |
| 4 企画提案内容 | | /10 |
| (1) 本業務の実施に係る具体的な方法、進め方等が提案されているか。 | | /10 |
| (2) 本業務の変更や追加に柔軟に対応可能な提案がなされているか。 | | /10 |
| (3) 業務遂行を踏まえて本業務へ活かせる内容が具体的に示されているか。 | | /10 |
| (4) 業務成果となる基本計画イメージが宮下病院機能検討委員会報告書を踏まえて具体的に示されているか。 | | /10 |
| 5 業務経費 | | /5 |
| (1) 業務経費（内容、数量、単価）は適正であるかどうか。 | | /5 |
| 合計 | | 0 / 100 |

<審査概要>

- 提案者の企画提案書等の内容に基づきプレゼンテーションについて、本審査票により採点を行う。
- 各委員の採点の集計結果により、総得点が最も高い者を業務委託予定者とする。（総得点が満点の6割以下の場合は除く。）
- 評価得点は、次表により5項目各10（5）段階評価、100点満点とする。

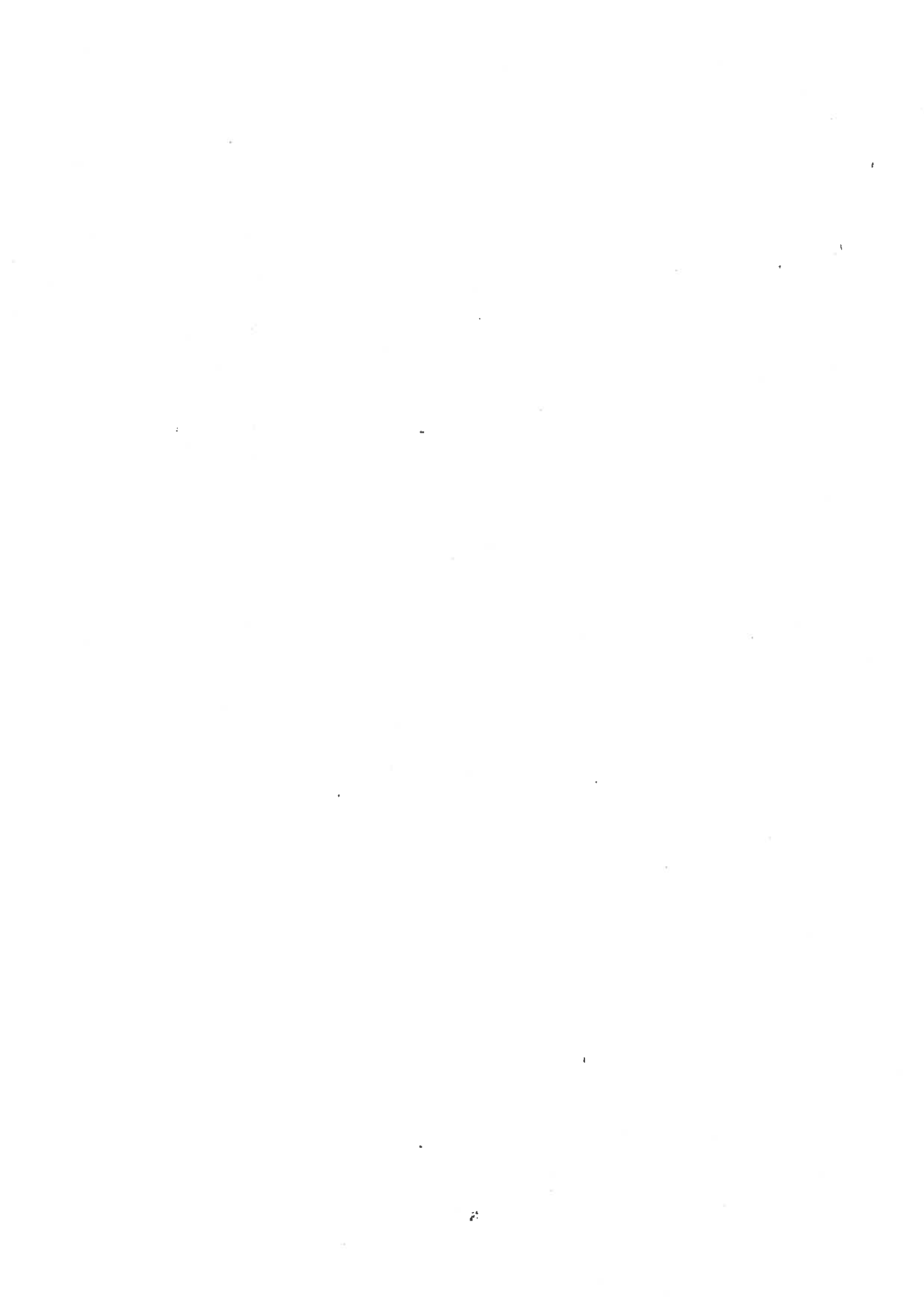
| | | | | | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 点数 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 評価 | (5) | 優れる | (4) | やや優 | (3) | 普通 | (2) | やや劣 | (1) | 劣る |



抽出事案説明書

【担当部局名:危機管理部(原子力安全対策課)】

| | |
|---|--|
| 契約方式 | 随意契約 |
| 発注機関 | 原子力安全対策課 |
| 業務名 | 廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務 |
| 業務概要 | 廃炉に向けた取組及び県の監視体制等に関する広報紙を制作する。 |
| 随意契約の理由 (プロポーザル方式又は コンペ方式を採用した理由) | 県民が廃炉に向けた取組及び県の監視体制等について理解を深めるためには分かりやすい情報提供が必要であることから、受託者には高い企画力・デザイン力が求められる。このため、金額による競争ではなくコンペによる内容の競争を行うことが適当であるため。 |
| 公告～参加表明期間 公告～企画提案書提出期間 | 14日間 20日間 |
| プロポーザル審査会 コンペ審査会 | 3人 内、原子力安全対策課2人、他部局1人 |
| 審査結果 | <p>1 提案課題</p> <p>(1)以下の基本構成を踏まえた企画書の作成・提案(企画案は両面をA3カラーとし、成果物は二つ折りとなることを考慮すること。原稿はダミー文字で可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期ロードマップの進捗解説 ・福島県廃炉安全監視協議会の説明 ・使用済燃料の取り出しを担う企業へのインタビュー ・燃料デブリの取り出しに向けた調査 <p>2 企画提案書の提出状況 2者</p> <p>3 審査結果</p> <p>(1)第一次審査(書類審査) 資格要件を満たさない者 0者 二次審査の対象として2者を選出</p> <p>(2)第二次審査(ヒアリング) 最優秀選定者(株)ライト・エージェンシーを選出</p> <p>4 審議結果のHP等での公表の有無 無</p> |
| 参加業務規模金額(税込:円) | 8,139,450円 ※募集要領に記載の参考業務規模の金額を入力 |
| 当初契約金額(税込:円) | 8,138,900円 |
| 備考 | |



廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペ実施要領

1 委託する事業名

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務

2 目的

廃炉に向けた取組及び県の監視体制等に関する広報紙を制作し、県民へ配布することにより理解の促進を図る。

3 事業内容

別紙1 委託契約書(案)及び別紙2 廃炉に向けた取組状況に係る広報紙制作業務委託仕様書(案)(以下、仕様書という)のとおり

4 委託業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

5 委託金額の上限

8,139,450円(うち消費税及び地方消費税額 739,950円)

6 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしているもの若しくは再生手続き開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く)。または、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の決定を受けた者(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く)。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)、また暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係していないこと。
- (4) 募集開始から企画提案書等提出期限の日までに福島県から入札参加資格制限または指名停止を受けていないこと。
- (5) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

7 質問等の受付

質問については、「質問書」(様式第1号)により受付ける。

(1) 受付期間

令和2年4月17日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

「質問書」(様式第1号)を持参、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、電話にて着信確認をすること。

また、電子メールの件名は「広報紙制作業務委託：質問書」とすること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県原子力安全対策課のホームページに令和2年4月22日(水)に公表する。なお、個別の回答は行わない。

8 参加表明書の提出

コンペに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第2号)を以下により提出すること。なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期間

令和2年4月24日(金)17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールにより提出すること。ファクシミリまたは電子メールでの提出の場合は、電話にて着信確認をすること。電子メールの場合は、後日原本を提出すること。

また、電子メールの件名は「広報紙制作業務委託：参加表明書」とすること。

9 企画提案書等の提出

コンペに参加する意思のある者は、上記8により「参加表明書」を提出の上、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期間

令和2年4月30日(木)17時まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

(3) 企画提案書等

(ア) 企画提案書(様式任意)

企画提案書では、別紙2仕様書(案)の委託内容に記載されている業務を円滑且つ着実に遂行できる提案を行うこと。

また、企画提案書には以下の内容を含むこと。

- ・業務実施体制
- ・業務実施スケジュール
- ・業務実績(直近2年間に本業務に類似する業務を実施した実績がわかるもので、実施年月日、業務内容、委託団体を明記すること。)

(イ) 別紙3廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペの提案課題に対する企画案(様式任意)

(ウ) 見積書(様式任意)

- ・消費税は、10%として積算してください。

(エ) 法人等の概要(様式第3号)

(オ) 役員一覧(様式第4号)

(カ) 暴力団等の反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書(様式第5号)

(4) 提出部数

上記(3)(ア)、(イ)、(エ)、(オ)を7部とする。

なお、(3)(ウ)及び(カ)については、原本1部とその写しを6部提出すること。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- (ア) 提出期限を過ぎて参加表明書が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (ウ) 提出書類に不備があった場合
- (エ) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- (キ) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (ク) その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

制作コンペ参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

制作コンペに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

(ア) 提出書類は、日本工業規格A4版とする。

(イ) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(ウ) 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

(エ) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(オ) 提出された企画提案等は、提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する。

(カ) 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

11 コンペの審査に関する事項

(1) 審査方法

制作コンペによる各社からの提案を受け、本県は、審査員による書類審査を以って、その内容を総合的に審査の上、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として選定する。

(2) 審査基準

| 審査項目 | 審査基準 | | 点数 | 加減率 | 配点 |
|---------------|--------|---|-----------|-----|----|
| 業務運営・ 実施体制 | 実施方針 | 本事業の目的や内容を理解し、提案を行っているか。 | 1・2・3・4・5 | *2 | 10 |
| | 実施体制 | 提案内容を確実に遂行できる実施体制か。提案内容を円滑に実施できるスケジュールを持ち、それを管理できる体制を持ち合わせているか。 | 1・2・3・4・5 | *3 | 15 |
| | 実績 | 類似の実績や経験が十分であるか。 | 1・2・3・4・5 | *2 | 10 |
| | コスト | 業務に係る経費は適正か。 | 1・2・3・4・5 | *1 | 5 |
| 企画課題 | レイアウト・ | 読みやすく印象に残るものか。 | 1・2・3・4・5 | *3 | 15 |

| | | | | | |
|--|--------|-------------------------------|-----------|----|----|
| | デザイン | わかりやすいか。 | | | |
| | ビジュアル性 | 手にとって読んでみたいという 気持ちを引き起こすか。 | 1・2・3・4・5 | *3 | 15 |

総得点 7.0点満点

採点基準

「5」：特に優れている、「4」：やや優れている、「3」：ふつう、
「2」：やや劣っている、「1」：劣っている

(3) 通知等

審査の結果は、コンペ参加者全員に通知する。

(4) 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を
確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とする
が、変更を求める場合もある。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき作成した仕様書に基づき改めて
見積書を徴取し決定する。

(ウ) その他

業務委託予定者と本県との間で行う協議が整わない場合、又は
業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合
評価が次点であったコンペ参加者と協議する。

12 スケジュール

| 事項 | 日時 |
|------------------|-------------------|
| コンペ実施要領の公表（ホムペ上） | 令和2年4月10日（金） |
| 質問書の提出期限 | 令和2年4月17日（金）17時まで |
| 質問書の回答（ホムペ上） | 令和2年4月22日（水） |
| 参加表明書の提出期限 | 令和2年4月24日（金）17時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和2年4月30日（木）17時まで |
| 結果通知 | 令和2年5月1日（金） |

*その後、速やかに協議及び本見積徴収の上、契約締結を行う。

13 その他

本事業の成果品の著作権は福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト等）については協議によるものとする。

14 問合せ先及び各種書類の提出先

福島県危機管理部原子力安全対策課（担当：宗像）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

電話：024-521-8054 FAX：024-521-8368

電子メール：genshiryoku@pref.fukushima.lg.jp

別紙2

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託仕様書

1 事業名

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託

2 目的

廃炉に向けた取組及び県の監視体制等に関する広報紙を制作し、県民へ配布することにより理解の促進を図る。

3 仕様

(1) 規格及び数量等

以下のア～ウまでを年4回制作する。

ア 広報誌

(ア) サイズ等 A3カラー 二つ折り

(イ) 紙質 上質紙35kg

(ウ) 数量 205,000部

イ HP公表用のPDFデータ

ウ 展示用ポスター

(ア) サイズ等 B1及びA1カラー

(イ) 紙質 コート紙

(ウ) 数量 上記アにて作成した広報誌の表面・裏面1部ずつを2枚1組として、B1サイズを4組、A1サイズを1組

(2) 原稿・写真・イラスト

ア 原稿 原稿は、県が作成し提供する。

イ 写真 原則的にすべて県が収集、準備し、提供する。ただし、県で所有していない写真については、その収集方法等を県と協議すること。

ウ イラスト 受託者が作成、収集、準備すること。

(3) デザイン

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペにおいて受託者が提出した企画案をもとに、福島県原子力安全対策課と協議のうえ決定すること。

なお、広報紙のタイトルは「廃炉を知る」とし、表面にはタイトル、発行年月日、発行元「福島県原子力安全対策課」、連絡先を記載すること。

(4) 著作権

成果品の著作権は福島県に帰属する。ただし、成果品の部分を構成する著作物（イラスト等）については協議によるものとする。

(5) 成果品

上記仕様により制作・作成した広報紙を、ア納期までにイ納品場所に納品

すること。

ア 納期

第1回：令和2年 6月10日（水）

第2回：令和2年 9月10日（木）

第3回：令和2年12月10日（木）

第4回：令和3年 3月10日（水）

なお、協議によって納期を変更する場合がある

イ 納品場所

(ア) 広報紙

県の指定により、原子力安全対策課及び各市町村、地区など755に区分した上でうち723地区は県が作成する添書を添付し、151箇所
所に納品する（詳細は別紙広報紙発送リストに記載）

また、各地区の部数について変更する場合は、都度協議するものとする。

(イ) PDF データ及び展示用ポスター

福島県原子力安全対策課（福島県福島市杉妻町2番16号県庁北庁舎3階）

廃炉に向けた取組状況等に係る広報紙制作業務委託コンペの提案課題

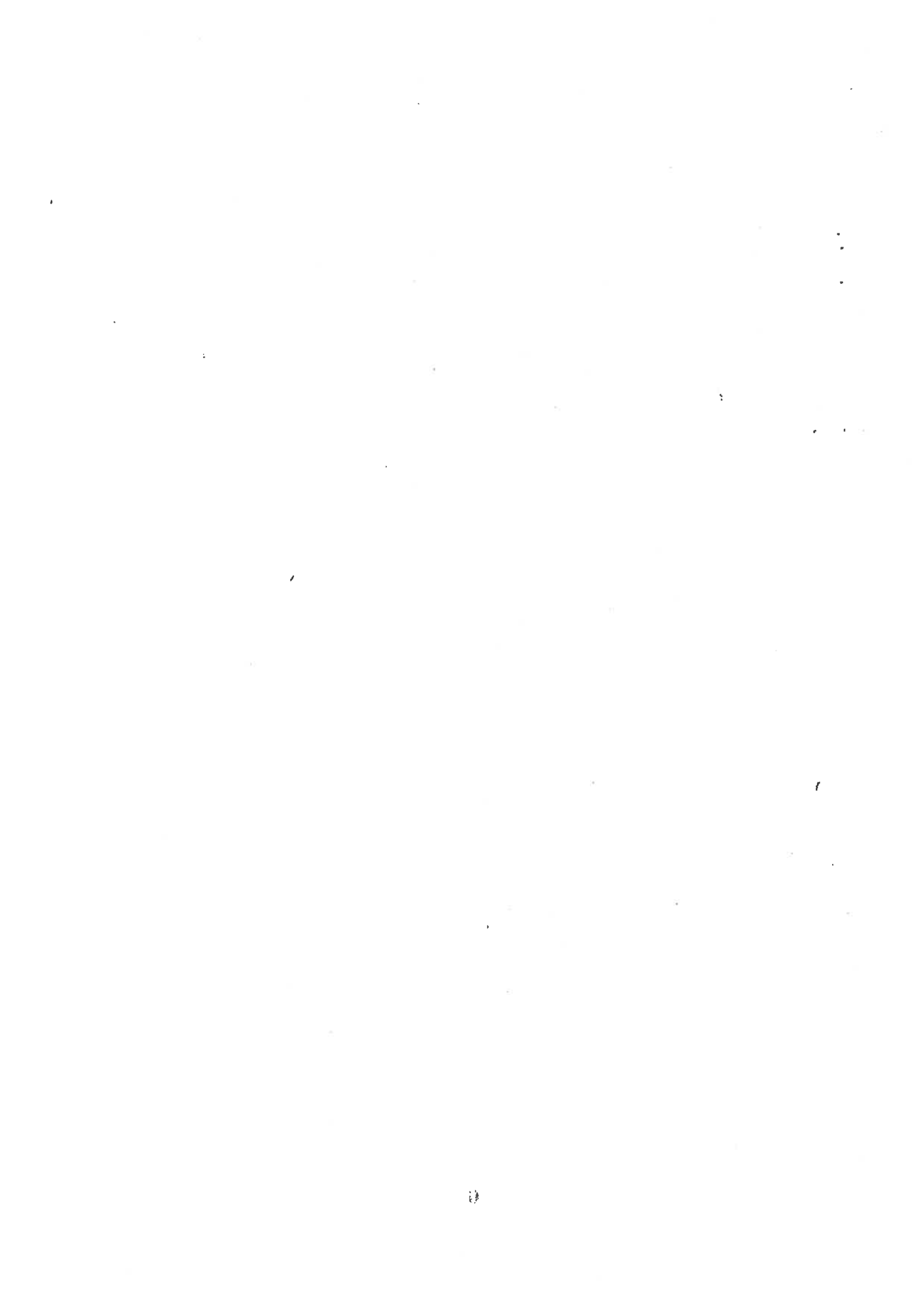
以下 1 に示す基本構成を踏まえ、提案課題に対する企画書を作成・提案してください。

1 基本構成

| | テーマ | 内容 | 概要 | 提案課題 |
|----|------------------|-------------------------|--|------|
| 表面 | 中長期ロードマップ | 中長期ロードマップの進捗の解説 | ○中長期ロードマップの4つの柱（汚染水対策、使用済燃料の取り出し、燃料デブリの取り出し、廃棄物対策）の過去1年間の進捗の解説 ○イラストや写真を活用することも可。 | ○ |
| 裏面 | 福島県原子力安全対策課の取り組み | 福島県廃炉安全監視協議会の説明 | ○福島県廃炉安全監視協議会の概要について、説明と写真を掲載する。 | ○ |
| | インタビュー | 使用済燃料の取り出しを担う企業へのインタビュー | ○使用済燃料の取り出しを担う企業のインタビュー記事を写真とともに掲載する。 | ○ |
| | トピックス記事 | 燃料デブリの取り出しに向けた調査 | ○燃料デブリの取り出しに向けた調査の紹介を写真とともに掲載する。 | ○ |

2 提案課題

- (1) 企画案は広報誌の両面をA3カラーで作成してください。成果物は二つ折りとなることをご考慮ください。
- (2) 原稿は、ダミー文字原稿で可。



麻戸に向けた取組状況等に係る広報紙の業務委託コンペ採点表

次の基準に従い、各「採点」欄の点数をひとつ選択してください。

【採点基準】 「5」:特に優れている 「4」:やや優れている 「3」:ふつう 「2」:やや劣っている 「1」:劣っている

氏名

| 審査項目 | 審査基準 | 参加者氏名 | 円 | | | 円 | | | | |
|------------|---|-------|----------|----|-----------|----|----|----|-----------|----|
| | | | 見積額(税抜き) | 得点 | 採点 | 係数 | 配点 | 採点 | 係数 | 配点 |
| 実施方針 | 本事業の目的や内容を理解し、提案を行っているか。 | | | 2 | 1・2・3・4・5 | | | 2 | 1・2・3・4・5 | |
| 実施体制 | 提案内容を確実に遂行できる実施体制か。提案内容を円滑に実施できるスケジュールを持ち、それを管理できる体制を持ち合わせているか。 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | |
| 実績 | 類似の実績や経験が十分であるか。 | | | 2 | 1・2・3・4・5 | | | 2 | 1・2・3・4・5 | |
| コスト | 業務に係る経費は適正か。 | | | 1 | 1・2・3・4・5 | | | 1 | 1・2・3・4・5 | |
| レイアウト・デザイン | 読みやすく印象に残るものか。わかりやすいか。 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | |
| ビジュアル性 | 手にとって読んでみたいという気持ちを引き起こすか。 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | | | 3 | 1・2・3・4・5 | |
| 総得点 | | | | | | | | | | |

